

# 稲美町障害者基本計画 いなみ障がい福祉計画

平成21年3月

稲 美 町



## はじめに

近年、少子高齢社会の進展とともに障害の重度・重複化や障害者の高齢化が進んでいます。また、社会経済状況等の変化により障害者福祉を取り巻くニーズも多様化しており、障害者の方が地域の中で自立した生活が送れるよう支援することが、これまで以上に重要となっております。

平成18年4月から施行されました障害者自立支援法は、障害のある方の自立支援を目的として、障害の種別にとらわれないサービスの提供、施設・事業体系の再編、利用者負担の見直しなどにより障害者福祉の推進を図ることとしております。

本町におきましても、平成16年度に障害福祉施策全般に関する計画である「稲美町障害者基本計画」を見直し、また、平成18年度には障害者自立支援法を受けて障害福祉サービスの計画的な基盤整備を図るために「いなみ障がい福祉計画」を策定し、障害者施策の推進に取り組んできました。

その後、国は障害者自立支援法による激変緩和という観点からさまざまな対策を示しており、現在、制度の見直しも議論されています。

このたび両計画の計画期間が終了することから、これらの国の状況や前計画の実施状況等を踏まえて、新たな「稲美町障害者基本計画・いなみ障がい福祉計画」を策定いたしました。

今後は障害のある方の自立と社会参加の一層の促進を図るとともに、「協調と対話」の精神を基本に、障害者の方々や関係団体等と連携しながら、本計画の推進に鋭意努力してまいります。

最後に、この計画策定にあたりまして、熱心な議論を重ね、貴重なご意見、ご提言を賜りました稲美町障害者福祉推進協議会委員の皆様、アンケート調査等にご協力をいただきました住民の皆様方、関係者の皆様方に心よりお礼を申し上げます。

平成21年3月

稲美町長 古谷 博



# 目 次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の背景	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	2
4	本計画における障害者の定義	2
5	計画の策定体制	3
第2章	稲美町の状況	
1	人口等の状況	5
2	障害者の状況	7
第3章	施策の基本的方向	
1	計画の基本理念	13
2	計画の基本目標	13
3	計画の基本的視点	14
4	計画の体系	16
第4章	分野別施策	
1	保健・医療サービス	20
2	福祉サービス	25
3	教育・育成	31
4	雇用・就業	34
5	福祉のまちづくり	37
6	相談体制・情報提供	40
7	スポーツ・レクリエーション及び文化活動	43
8	防犯・防災対策	45
9	啓発・広報活動	47
第5章	障害福祉サービス等の見込み	
1	平成23年度の数値目標	50
2	障害福祉サービス	52
3	地域生活支援事業	57
第6章	計画の推進体制	
1	町の推進体制と進行管理	62
2	計画の普及・啓発	62
3	関係機関・ボランティア団体との連携体制	62
4	圏域での連携	62
	用語解説	64



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

本町では平成11年3月に、障害者の完全参加と平等を基本理念に掲げ、平成11年度から平成20年度までを計画期間とする「稲美町障害者基本計画」を策定し、障害者が自立し自由に社会参加できるよう、あらゆる立場の人が住みよい福祉のまちづくりを実現するべく施策の総合的な推進を図ってきました。また、平成17年3月には、国の新障害者プランの策定をはじめ、社会福祉基礎構造改革により従来の措置中心の社会福祉の構造が抜本的に改革されるなど、障害者を取りまく社会情勢の変化に対応するため「稲美町障害者基本計画」の見直しを図りました。

さらに、平成18年4月に施行された障害者自立支援法では、障害の種別にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう、サービス提供の仕組みが一元化され、事業体系が再構築されました。それを受けて、本町においても平成19年3月に「いなみ障がい福祉計画」を策定し、障害者自立支援法による障害福祉サービスの実施内容と必要量を明らかにするとともに、障害者ができるだけ地域で自立して生活することができるよう、基盤整備を図ってきました。

また稲美町障害者基本計画は、平成20年度で計画期間を終え、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画は、3年を1期として3年ごとの見直しが義務づけられていることから、障害者基本計画と障害福祉計画の見直しを一体的に行い、両計画の調和を図るとともに、地域における障害者を対象とする保健医療サービス及び福祉サービスの総合的な供給体制の確保をより一層具体的に進めていくため、「稲美町障害者基本計画・いなみ障がい福祉計画」として新たな計画を策定することとしました。

## 2 計画の性格

障害者基本計画は、障害者基本法第9条第3項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として策定されるものであり、本町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、障害福祉計画と一体的に策定するものです。

また、障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、障害者自立支援法に基づく障害福祉サー

ビス、相談支援及び地域生活支援事業を提供するための基本的な考え方、目標及びサービス量の確保のための方策を定める計画です。

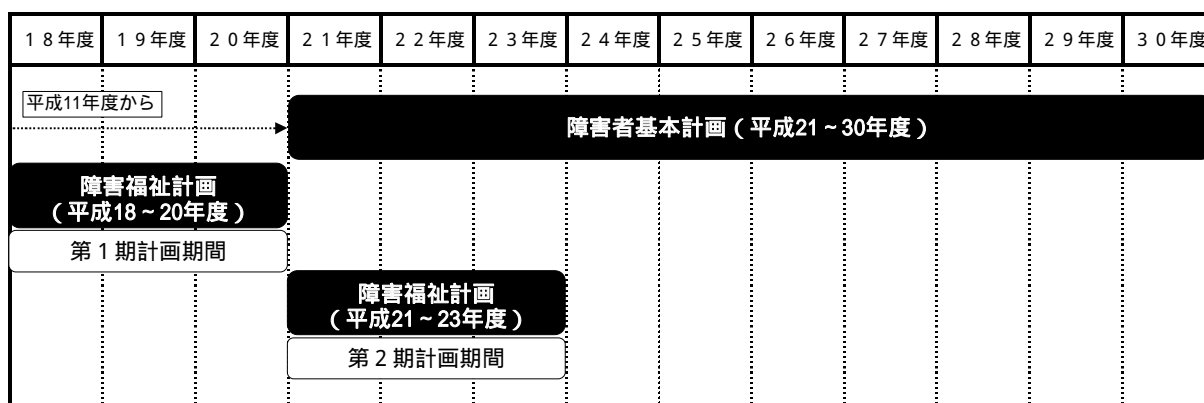
さらに、この計画は「稲美町総合計画」を上位計画とし、既存の各種福祉関連計画との整合性を図るとともに、障害者に対する保健・医療・福祉施策を中心に、教育、雇用・就業、情報・コミュニケーション、啓発・広報等の関連施策を体系的に示し、その実現に向けての基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

### 3 計画の期間

この計画は平成21年度から平成30年度までの10か年計画とします。

また、この計画に包含される「いなみ障がい福祉計画」は、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末を目標とし、平成18年度から平成20年度を第1期とした前期計画に続く、平成21年度から23年度を第2期とする3か年計画とします。

なお、この計画は障害者関連施策の変化や、障害者のニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



### 4 本計画における障害者の定義

障害者基本法においては、「障害者」について「身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者」（第2条）と定義されています。

しかし、近年は法律に基づく「障害者」の概念には含まれない、自閉症やアス



ペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）、高次脳機能障害その他これに類する脳機能の障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける人も多数おられます。

そこで、この計画においては、障害者手帳を持つ人のみならず、自閉症その他の発達障害のある人や難病に起因する身体または精神上的の障害がある人であって、継続的に生活上の支障がある人を広く障害者に含めることとします。

## 5 計画の策定体制

### (1) アンケート調査の実施

障害者の実態と生活支援等に関するニーズを把握するとともに、障害者福祉全般に対する障害者の考えを聞き、計画策定の基礎資料を得る目的でアンケート調査を実施しました。

#### 調査対象

対 象	内 容	対象者数
身体障害者	町在住の身体障害者手帳所持者	929人
知的障害者	町在住の療育手帳所持者	117人
精神障害者	町在住の精神障害者保健福祉手帳所持者	60人
一般町民	町内にお住まいの方を無作為に抽出	330人

#### 調査方法及び調査時期

調査方法は郵送による配付、回収。

調査時期は、平成20年7月30日から8月13日まで。

#### 回収状況

調査の種類	配付数	有効回答数	有効回答率
身体障害者	929件	471件	50.7%
知的障害者	117件	60件	51.3%
精神障害者	60件	26件	43.3%
一般町民	330件	121件	36.7%

## ( 2 ) ヒアリング調査の実施

当事者団体および障害福祉サービスの提供事業所に対してヒアリング調査を実施し、障害者とその家族、事業所の抱える課題や意見・要望を把握しました。

## ( 3 ) 稲美町障害者基本計画等策定のための協議会の開催

障害者団体、福祉関連団体、医師会、関連行政機関等の代表からなる「稲美町障害者福祉推進協議会」を諮問機関として広く協議を行い、本計画を策定いたしました。

## 第2章 稲美町の状況

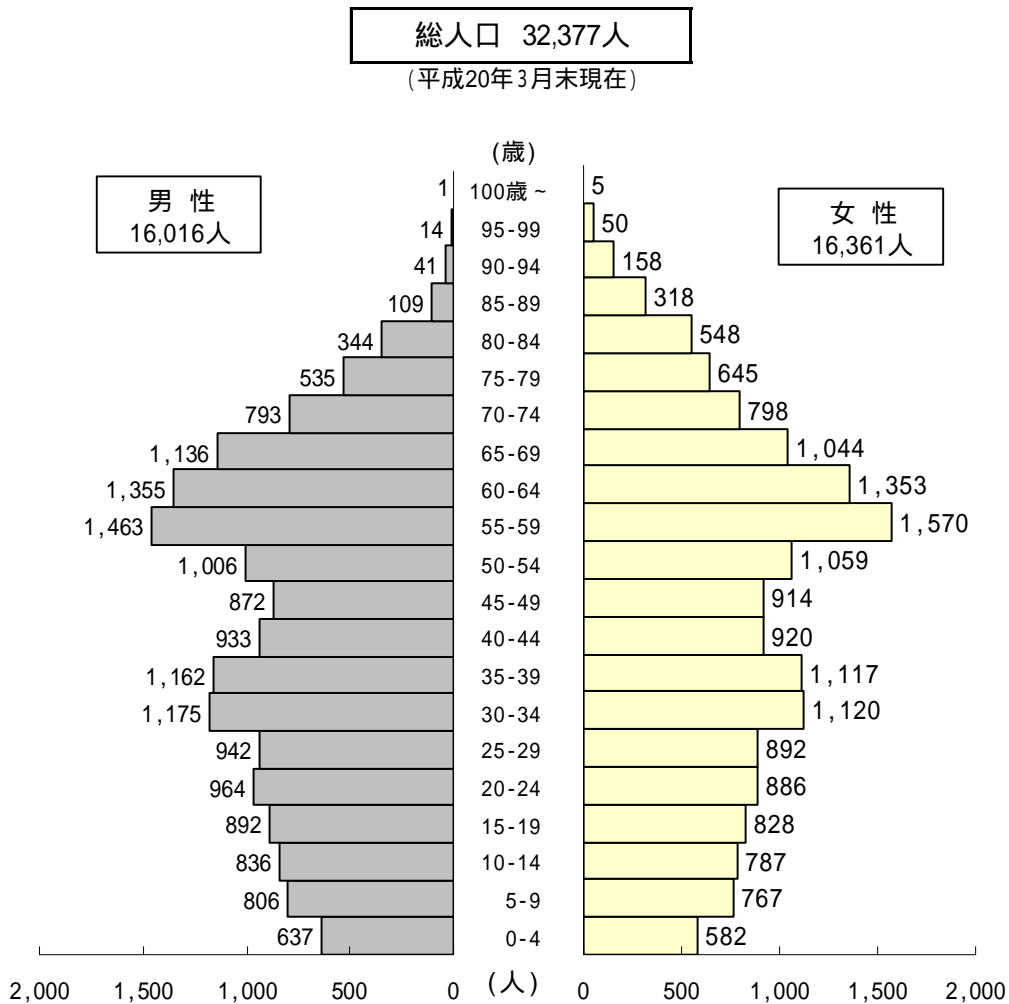
### 1 人口等の状況

#### (1) 人口構成

本町の人口は、平成20年3月末現在で、男性16,016人、女性16,361人の合計32,377人です。

年齢階層別にみると、第一次ベビーブーム世代の「55～59歳」および「60～64歳」が男女とも特に多いことがわかります。

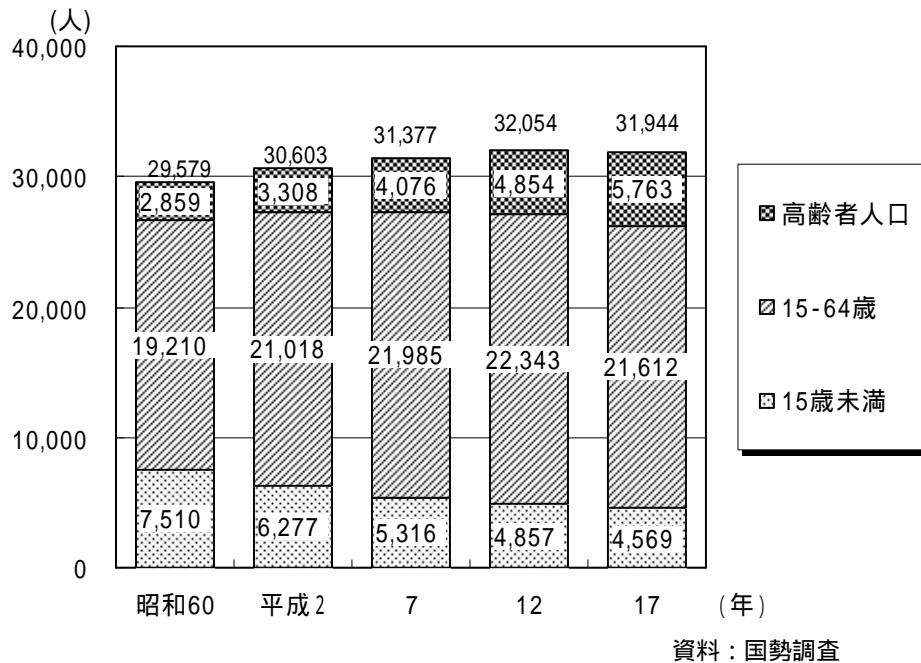
また、「20～24歳」から年齢が若くなるにつれて、人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



資料：住民基本台帳

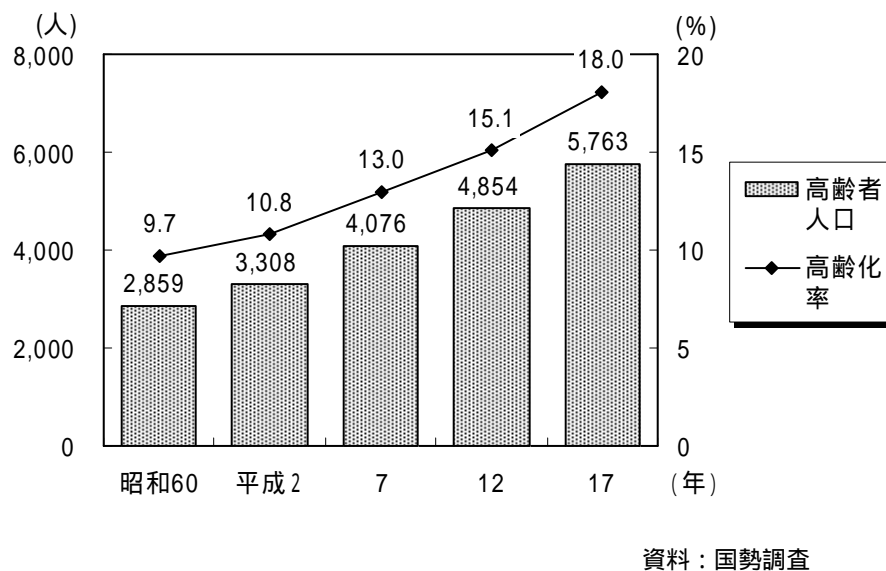
## (2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は、昭和60年から平成17年にかけて2,941人、39.2%減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は、2,904人、101.6%増加しています。



## (3) 高齢化率の推移

人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は、昭和60年から平成17年にかけて9.7%から18.0%と8.3ポイント上昇しています。



## 2 障害者の状況

### (1) 身体障害者の状況

#### 身体障害者手帳所持者数（年齢区分別割合）の推移

本町における身体障害者手帳所持者数は、平成19年度末現在、1,104人です。

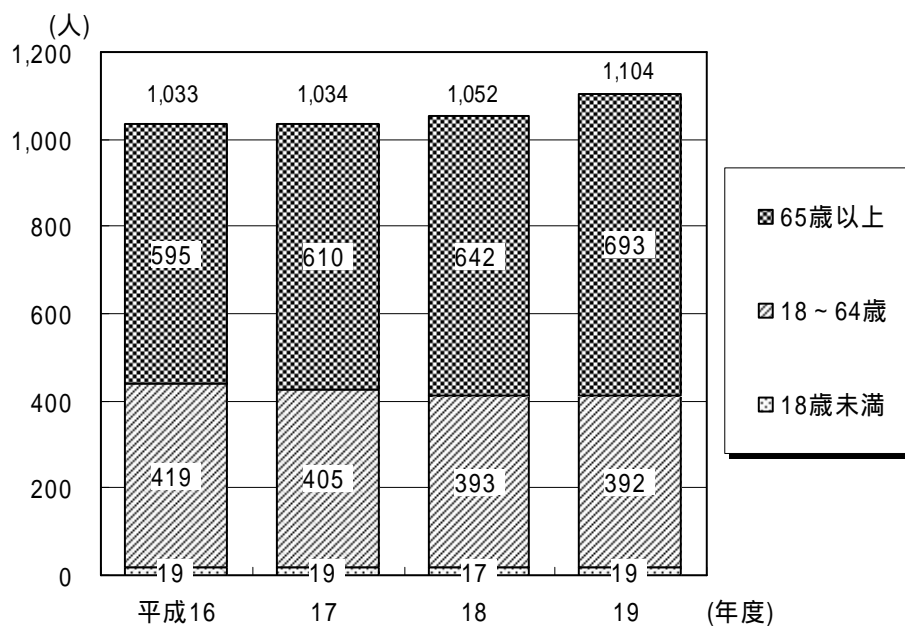
年齢区分別割合を見ると、65歳以上の高齢者が半数以上を占めています。

また、その推移を見ると、18歳未満はほぼ一定であり、18～64歳は人数および割合ともに減少していますが、65歳以上については人数および割合ともに増加しています。

#### 身体障害者手帳所持者 年齢区分別割合の推移

（各年度末現在 単位：人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
18歳未満	19	19	17	19
構成比	1.8%	1.8%	1.6%	1.7%
18～64歳	419	405	393	392
構成比	40.6%	39.2%	37.4%	35.5%
65歳以上	595	610	642	693
構成比	57.6%	59.0%	61.0%	62.8%
合計	1,033	1,034	1,052	1,104



資料：健康福祉課

## 障害の等級別割合の推移

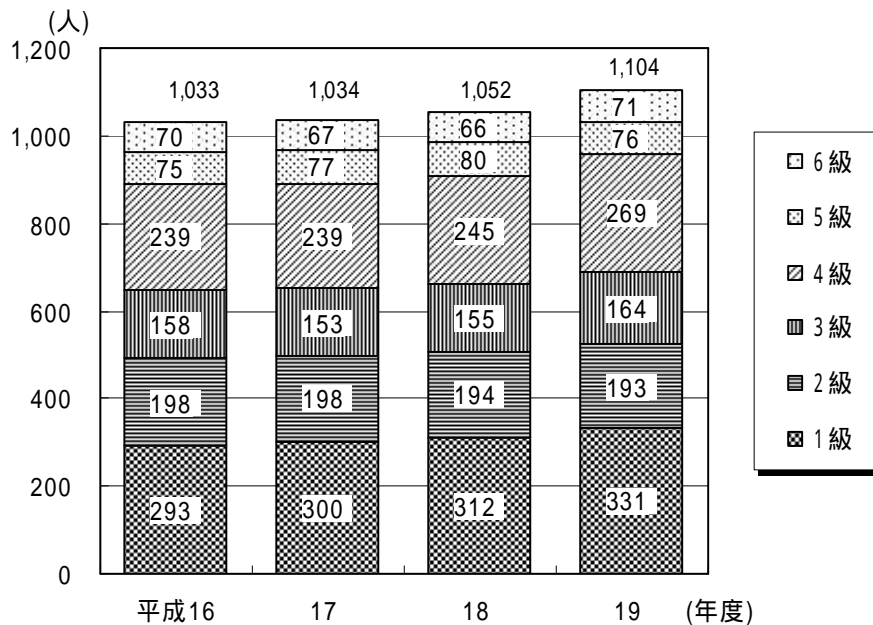
身体障害者を等級別に見ると、最も多いのは「1級」であり、次が「4級」です。

そのうち「1級」は、平成16年度から平成19年度の間38人増加し、割合も1.6ポイント上昇しています。

## 身体障害者手帳所持者 等級別割合の推移

(各年度末現在 単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1級	293	300	312	331
構成比	28.4%	29.0%	29.7%	30.0%
2級	198	198	194	193
構成比	19.2%	19.2%	18.4%	17.5%
3級	158	153	155	164
構成比	15.3%	14.8%	14.7%	14.8%
4級	239	239	245	269
構成比	23.1%	23.1%	23.3%	24.4%
5級	75	77	80	76
構成比	7.2%	7.4%	7.6%	6.9%
6級	70	67	66	71
構成比	6.8%	6.5%	6.3%	6.4%
合計	1,033	1,034	1,052	1,104



資料：健康福祉課

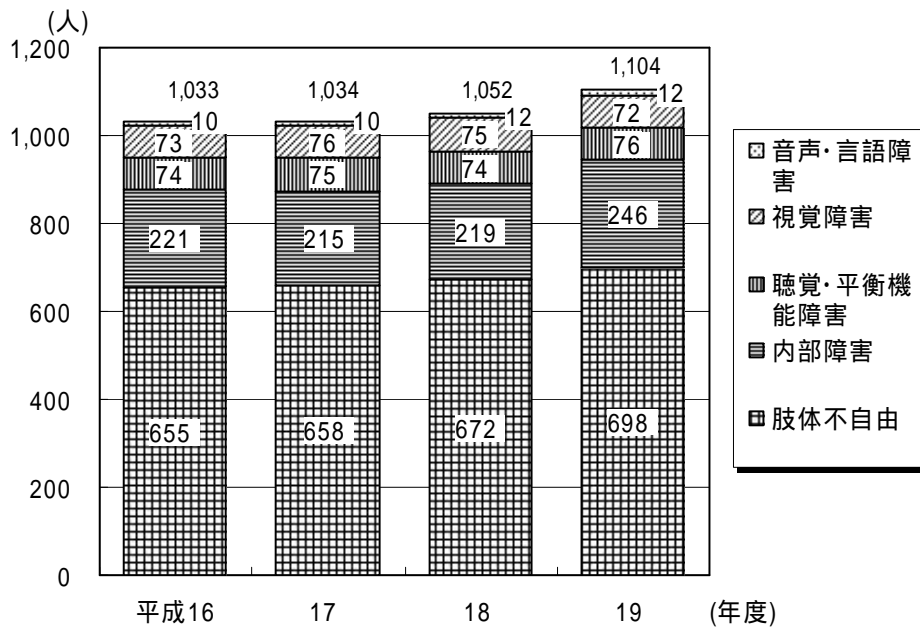
## 障害の種類別割合の推移

身体障害者の障害の種類別割合をみると、最も多いのは「肢体不自由」であり、平成16年度から平成19年度の間には43人増加しています。また、「内部障害」も25人増加し、全体に占める割合(構成比)も上昇しています。

### 身体障害者手帳所持者 障害種類別割合の推移

(各年度末現在 単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
肢体不自由	655	658	672	698
構成比	63.4%	63.6%	63.9%	63.2%
内部障害	221	215	219	246
構成比	21.4%	20.8%	20.8%	22.3%
聴覚・平衡機能障害	74	75	74	76
構成比	7.1%	7.3%	7.0%	6.9%
視覚障害	73	76	75	72
構成比	7.1%	7.3%	7.1%	6.5%
音声・言語障害	10	10	12	12
構成比	1.0%	1.0%	1.2%	1.1%
合計	1,033	1,034	1,052	1,104



資料：健康福祉課

## ( 2 ) 知的障害者の状況

### 療育手帳所持者数（年齢区分別割合）の推移

本町における療育手帳所持者数は、平成19年度末現在、151人です。

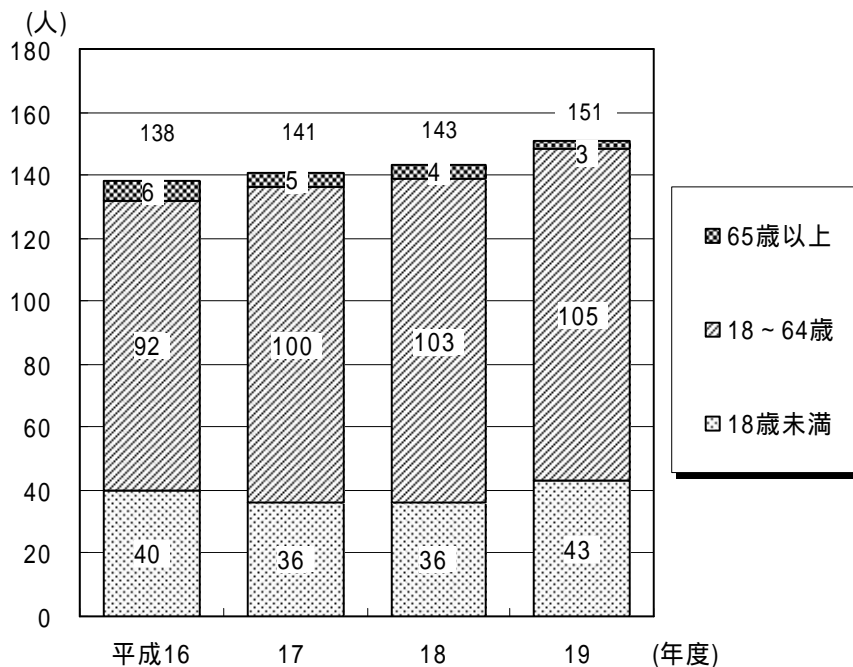
年齢区分別割合を見ると、18～64歳の割合が半数以上を占めています。

また、その推移を見ると、18～64歳は人数および割合ともに、やや増加傾向にあります。

### 療育手帳所持者 年齢区分別割合の推移

（各年度末現在 単位：人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
18歳未満	40	36	36	43
構成比	29.0%	25.5%	25.2%	28.5%
18～64歳	92	100	103	105
構成比	66.7%	70.9%	72.0%	69.5%
65歳以上	6	5	4	3
構成比	4.3%	3.6%	2.8%	2.0%
合計	138	141	143	151



資料：健康福祉課



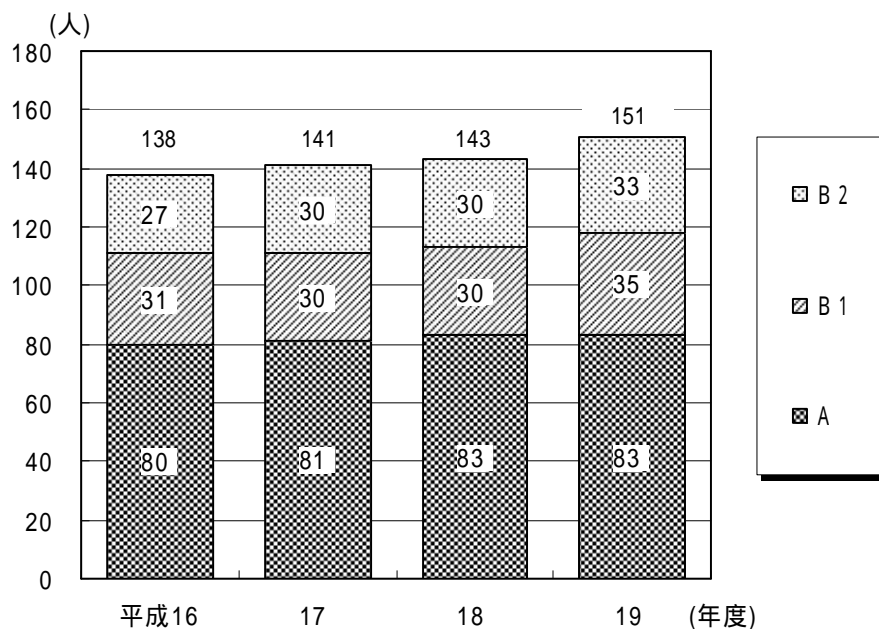
## 障害の程度別割合の推移

知的障害者の障害の程度別人数および割合を見ると、平成19年度では最も多いのは「A」判定で半数を超えており、次に多いのが「B1」判定です。「B2」判定の人は、平成16年度から19年度の間6人増加しています。

## 療育手帳所持者数 障害の程度別割合の推移

(各年度末現在 単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
A	80	81	83	83
構成比	58.0%	57.4%	58.0%	55.0%
B1	31	30	30	35
構成比	22.4%	21.3%	21.0%	23.2%
B2	27	30	30	33
構成比	19.6%	21.3%	21.0%	21.8%
合計	138	141	143	151



資料：健康福祉課

### ( 3 ) 精神障害者の状況

#### 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別割合）の推移

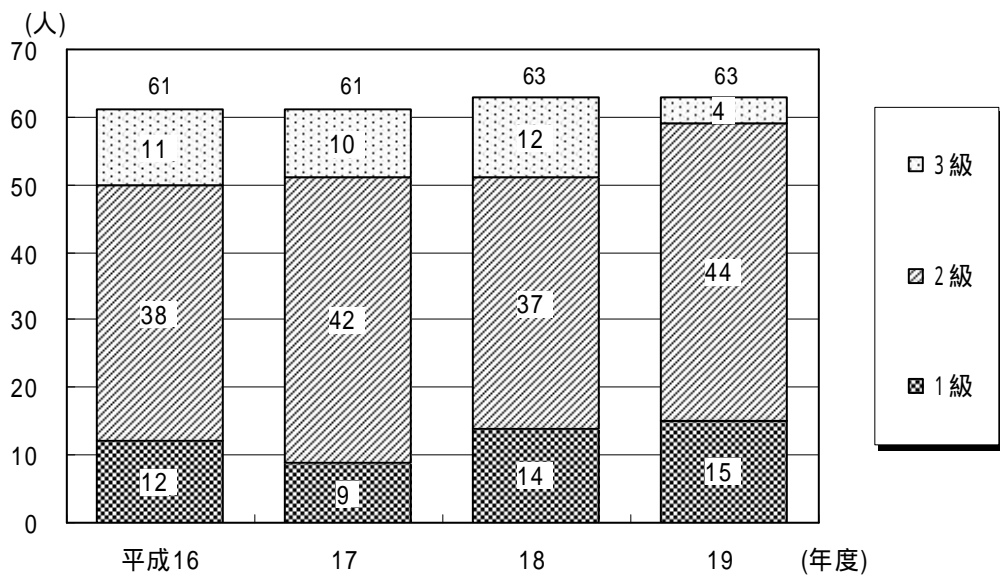
本町における精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成19年度末現在、63人です。

また、平成16年度から19年度の間、総数に大きな変化はありませんが、3級の人数が7人減少し、2級が6人増加しています。

#### 精神障害者保健福祉手帳所持者 等級別割合の推移

(各年度末現在 単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1級	12	9	14	15
構成比	19.7%	14.8%	22.2%	23.8%
2級	38	42	37	44
構成比	62.3%	68.9%	58.7%	69.8%
3級	11	10	12	4
構成比	18.0%	16.4%	19.0%	6.3%
合計	61	61	63	63



資料：健康福祉課

# 第3章 施策の基本的方向

## 1 計画の基本理念

この計画は、ライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意志で選択・行動し、可能な限り自立した生活をおくるための「リハビリテーション」の理念と、障害があることを特別視するのではなく、障害のある人もない人も共に生活できる社会こそが正常な社会であるという「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障害のあるなしに関わらず誰もが、家庭や地域で普通の生活が送れるよう「共に生き、共に支えあう」まちづくりを目指します。

## 2 計画の基本目標

本計画の策定にあたっては、次の4つを基本目標としました。

### (1) 地域での支えあい

地域に住む住民が全員参加することによる福祉のまちづくりへの取り組みを進めていくために、行政が主体的な取り組みを進めることはもちろん、障害者自身を含めた地域に住む全ての人々が障害者を取りまく問題を理解し、主体的に取り組んでいく必要があります。そのため、地域住民や企業等に対する啓発・広報の一層の充実に努めるとともに、障害のあるなしに関わらず、全ての住民が安心して安全に暮らせるまちづくりを実現するため、地域の福祉力を向上させ、地域の中で互いが支えあえる仕組みづくりを進めます。

### (2) 地域生活支援の充実

各種相談体制や保健・医療サービスの充実を図ることで、障害者が住み慣れた地域の中で安心して可能な限り自立した生活をおくることができるよう、居宅介護、短期入所、生活介護、地域生活支援事業などの自立支援法にもとづくサービスや、その他のサービスの量的・質的な確保を進めるとともに、利用者の視点に立った的確なサービスが提供できる体制の整備を進めます。

また、一人ひとりの障害者が希望する生活を自ら選択、決定し、最もふさわしいサービスを受けることができるサービス提供体制を整備することで、障害者の生活の質の向上や社会参加の基盤づくりを進めます。

### ( 3 ) 新たな障害概念への対応

障害者施策に位置づけられていない自閉症やアスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）、高次脳機能障害その他これに類する脳機能の障害等のある人やその家族についても総合的な支援に取り組んでいきます。

### ( 4 ) 将来を見据えた一貫した支援体制の確立

障害を早期に発見し、速やかに早期療育体制への移行を図るための体制の整備や、支援を必要とする子どもや保護者への適切な相談・療育体制の充実を図ります。また、そのために福祉・保健・教育・就労などの関係課や関係機関との連携を一層強化し、一人ひとりの将来を見据えた、就学から就労、職場への定着に至るまでの一貫した支援体制の確立を目指します。

## 3 計画の基本的視点

本計画は、次の6つの基本的視点に立脚し、施策の展開を図ります。

### ( 1 ) 地域で共に生活するために

障害のある人もない人も同じ社会の一員として、地域の中で共に生活を送ることができるように、自立生活に必要な医療、保健、福祉等のサービスを充実するとともに、その人に合った生活の場が確保されるよう体制を整備します。

### ( 2 ) 社会的自立を促進するために

障害者が社会の中で自立した生活を送るための基盤づくりとして、個々の特性、能力に応じた適切な教育が提供される体制を整備します。また障害者が可能な限り就労し、職業を通じた社会参加、経済的自立が確保されるよう、施策を展開します。

### ( 3 ) バリアフリー化を促進するために

障害者の活動の場、行動範囲を拡げ、自由な社会参加を促進するために、建物、道路などの物理的な障壁の除去や移動支援を推進します。

( 4 ) 生活の質 ( Q O L ) の向上を目指して

障害者のコミュニケーション、情報獲得手段を確保するとともに、障害者が地域で安心して暮らせるよう相談支援体制を充実します。

また、文化、スポーツ、レクリエーション活動等を充実し、自己表現や社会参加を通じた生活の質の向上を図ります。

( 5 ) 安全な暮らしを確保するために

障害者を災害や犯罪から守るために、災害時要援護者の把握等による緊急避難体制の構築に努めるとともに、地域の防犯・防災ネットワークや緊急通報システムの充実を図ります。

障害者の緊急時における避難誘導が円滑に行われるよう、災害時要援護者支援マニュアルを策定し、緊急時の避難誘導體制の確立を図ります。

( 6 ) 心のバリアを取り除くために

障害及び障害者についての住民の理解を深めるために、子どもの頃からの福祉教育や障害者との交流機会の拡大、ボランティア活動の活性化を通じ、啓発・広報を積極的に展開します。

## 4 計画の体系

地域で共に生活するために

### 1 保健・医療サービス

(1) 疾病の早期発見と  
健康づくり

健康診査、保健指導の充実  
自発的な健康づくりの推進

(2) 母子保健と療育体制

母子保健事業の充実  
きめ細かな子育て支援  
保護者への支援  
障害児の包括的支援体制づくり  
専門従事者の資質の向上

(3) 医療とリハビリテーション

健康づくり施設の活用  
加古川地域保健・医療情報システム  
の活用  
歯科保健の推進  
ライフステージに応じたリハビリ  
テーション支援  
医療依存度の高い障害者に対する  
看護・リハビリテーション支援  
円滑な医療体制づくりの支援

(4) 精神保健対策

精神科デイケアの充実  
正しい精神保健思想の普及  
精神障害者相談体制の整備

### 2 福祉サービス

(1) 障害福祉サービス

訪問系サービスの充実  
日中活動系サービスの利用促進  
居住系サービスの充実  
自立支援医療等の充実  
補装具購入・修理費用の支給

(2) 地域生活支援事業

相談支援事業の充実・強化  
コミュニケーション支援事業の充実  
日常生活用具の給付等  
移動支援事業の充実  
地域活動支援センター事業の支援  
日中一時支援事業の充実  
社会参加促進事業の促進

(3) 生活の場及び働く場

生活の場の確保  
職親の開拓

(4) 生活の安定と経済的負担  
の軽減

経済的支援の充実  
各種助成事業の充実  
公共施設の減免制度

社会的自立を促進するために

3 教育・育成

教育・育成

障害児保育の充実  
就学指導・教育相談の充実  
義務教育終了後の進路指導の充実  
学校園の建物や設備、環境の改善  
交流教育の推進  
特別支援教育の充実  
教職員の研修及び専門性の向上

4 雇用・就業

雇用・就業

障害者就業・生活支援センターとの連携  
身近な就労支援窓口の整備  
障害者の就労に対する職場理解の促進  
事業者への啓発・広報  
就労支援サービスの適切な提供と一般就労への移行の促進  
福祉的就労の充実・強化  
官公需に係る受注機会の拡大

バリアフリー化を促進するために

5 福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

整備計画に則った整備・改善  
福祉のまちづくりの啓発・広報

(2) 移動支援の推進

移動支援の充実  
運賃割引制度の周知と拡充  
福祉車両の普及  
身体障害者補助犬の施設等への受入促進

(3) 住宅の整備・供給

障害者や高齢者に配慮された公営住宅の供給や整備促進  
住宅改造費助成制度の活用促進

(4) 公園・水辺空間などの  
オープンスペース

快適空間の創出とバリアフリー化  
美化清掃事業の促進  
既設公園等の再整備における配慮

生活の質（QOL）の向上を目指して

6 相談体制・情報提供

(1) 相談体制

相談員や関係職員などの技術向上  
在宅での助言・指導体制の整備  
相談事業を身近にするための方策検討

(2) 情報提供

行政サービス情報提供の充実  
町広報紙の障害者や高齢者への配慮  
情報・コミュニケーションの確保



## 7 スポーツ・レクリエーション及び文化活動

スポーツ・レクリエーション及び文化活動

当事者企画・運営による行事の支援  
活動に関する情報提供  
活動の場の提供  
行事開催時の交通手段の確保  
施設のバリアフリー化推進  
健康づくり施設の利用促進  
指導員の養成

安全な暮らしを確保するために

## 8 防犯・防災対策

防犯・防災対策

緊急通報システムの充実  
避難場所・避難経路の周知  
緊急時避難体制の確立  
避難訓練の実施  
FAX 110番・119番の推進  
災害時要援護者の把握

心のバリアを取り除くために

## 9 啓発・広報活動

(1) 啓発・広報活動

町広報紙などによる広報活動  
「障害者の日」の周知  
福祉教育の推進  
人権意識の高揚

(2) ボランティア活動

理解と協力と参加の呼びかけ  
社会福祉協議会への支援強化  
精神障害者や難病患者に対するボランティア養成の推進  
民生委員・児童委員、福祉関係団体等との連携

## 第4章 分野別施策

### 地域で共に生活するために

#### 1 保健・医療サービス

障害を早期に発見することは、その後の適切な治療や指導・訓練の実施、障害の軽減に対し非常に効果的であることから、健康診査受診率の向上を図るなど早期発見に努める必要があります。

障害児の場合、早期療育により障害の軽減を図り自立を促進するためには、乳幼児期からの療育体制の一層の充実を図るとともに、それぞれのライフステージに応じた相談・支援体制を確立する必要があります。

成人では、労働災害や交通事故、疾病の後遺症などに起因する障害、あるいは生活習慣病に起因する身体障害も発生しているため、事故予防や生活習慣病予防対策を進めるなど、後天的な障害の発生を未然に防止することも重要です。

精神保健分野では、精神障害者に対する適切な医療を確保するとともに、社会復帰対策や地域精神保健対策を推進していくことが重要です。

#### 【現状と課題】

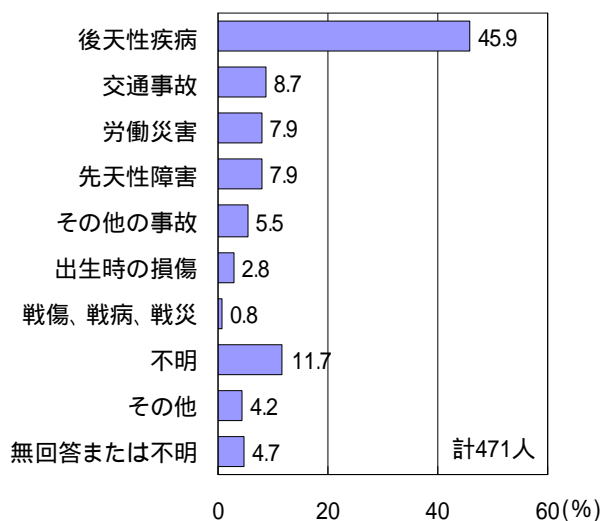
本町では平成15年3月に「健康いなみ21計画」を策定し、平成20年3月に中間評価を行い、これに基づいた健康づくり施策を展開しています。各種健診（検診）については、センター健診、医師会健診、町ぐるみ健診等を実施しています。また、平成20年度からは、特定健康診査の結果から保健指導の対象者を選び、必要度に応じた保健指導の徹底を図り、生活習慣病の予防に努めています。

母子保健事業としては、4ヶ月児健康診査、10ヶ月児健康診査、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査による発達の遅れや疾病・障害の早期発見、相談・指導に加え、母子健康手帳の交付、妊産婦訪問・こんにちは赤ちゃん事業、育児相談、さらにのびのび赤ちゃん教室などの育児支援事業も実施しています。

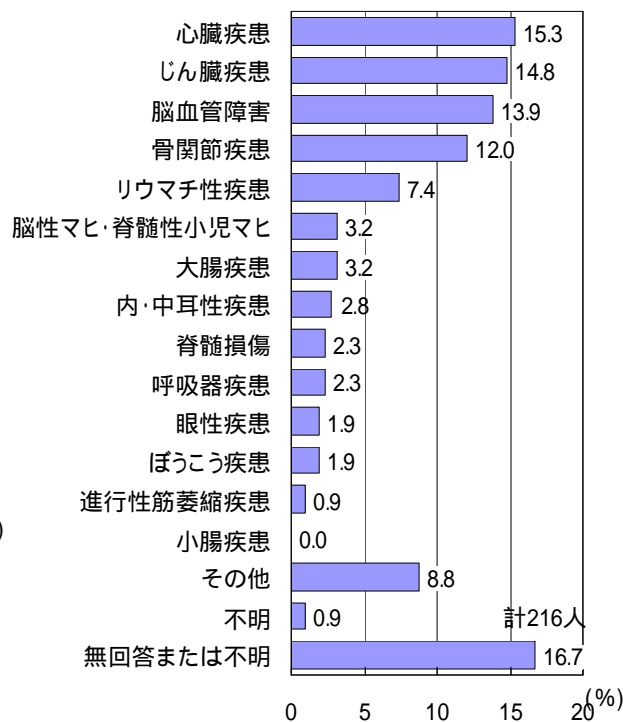
健康診査で何らかの異常が認められた場合には、精密診査の勧奨や地区担当保健師によるフォロー、相談・指導、どんぐり広場や専門機関の紹介などを行っており、療育・指導体制を整えています。

障害者に対するアンケート調査結果によると、身体障害者の障害の原因としては、「後天的疾病」が特に多く、その内訳は「心臓疾患」「じん臓疾患」「脳血管障害」などが多いことから、生活習慣病の予防が重要であることがわかります。

### 身体障害者の障害の原因



### 後天的疾病の内容



### 健診(検診)別受診者数の推移

健診(検診)種別	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
基本健康診査	4,187	4,326	4,416	4,315	4,575	4,918
肝炎検診	257	230	161	122	183	102
胃がん検診	1,327	1,473	1,443	1,411	1,351	1,324
肺がん検診	2,038	2,185	2,078	2,077	2,074	2,098
喀痰検査	83	71	83	33	18	17
子宮がん検診(頸部)	812	811	864	665	423	593
子宮がん検診(体部)	9	12	16	10	16	14
乳がん検診	648	658	689	375	364	435
大腸がん検診	1,538	1,647	1,632	1,665	1,734	1,826
前立腺がん検診	58	108	93	92	98	84
骨粗しょう症検診	822	946	837	779	741	650
歯周疾患検診	40	30	35	27	17	41

資料：健康福祉課

## 【今後の取り組み】

### ( 1 ) 疾病の早期発見と健康づくり

#### 健康診査、保健指導の充実

生活習慣病の予防、早期発見のため、中高年齢者を対象に特定健康診査や各種がん検診、特定保健指導をはじめとする健康診査、健康教育への参加を促進し、生活習慣病等の予防に努めます。

#### 自発的な健康づくりの推進

町民自らが、自分自身の生きがいを通じた健康づくりに取り組むことを目標に、健康支援員や食生活改善推進員（いずみ会）等と連携しながら、町民の健康意識の向上、健康づくりの取り組みを推進します。

### ( 2 ) 母子保健と療育体制

#### 母子保健事業の充実

乳幼児健診の場を保護者同士の仲間づくりや子育て支援などでもできる場とし、受診率の向上とともに全数把握に努めます。

また、要精密診査者や発達遅滞が疑われるケースに対しては、保健師等による早急な対応や、継続的な支援が行える体制の強化に努めます。さらに母子保健制度での電算化を推進することにより、医療情報の有効活用を目指します。

#### きめ細かな子育て支援

少子化のなかで、孤立しがちな育児環境に対し、のびのび赤ちゃん教室のような親子遊びや交流をねらいとした教室を開催し、同時に育児についての健康教育を実施します。

また、近年増加している育児不安や育児ストレスをかかえた母親等に家庭訪問や相談事業を行うとともに小地域での子育てグループの支援を行います。

#### 保護者への支援

乳幼児健診の結果などにおいて、適切な治療や指導・訓練を行うことが必要と思われる子どもに対して、円滑に療育へ移行できるよう、療育機関との連携を強化するとともに、保護者同士の自主的なグループ活動を支援します。

## 障害児の包括的支援体制づくり

障害児の早期発見、早期療育、支援体制の確立を目指し、地域、保育所、幼稚園、学校を含めた療育体制づくりを推進します。

## 専門従事者の資質の向上

母子保健・医療に関わる人材の育成及び、研修会などにより専門従事者の資質向上に努めます。

## (3) 医療とリハビリテーション

### 健康づくり施設の活用

町民の健康づくりや障害者のリハビリテーションによるADL（日常生活動作）の維持向上を目指すための拠点となる健康づくり施設「いなみアクアプラザ」の活用を促進します。

### 加古川地域保健・医療情報システムの活用

加古川地域保健・医療情報システムを活用し、誰もが良質な保健医療福祉サービスを受けられるよう努めます。

### 歯科保健の推進

心身障害者（児）歯科診療の実施や医師や歯科衛生士の訪問指導及び各種歯科健康教育を通じて、歯科保健について啓発するとともに、加古川歯科保健センターの利用普及を図ります。

### ライフステージに応じたリハビリテーション支援

乳幼児期から高齢期に至るまで途切れることなく、必要に応じたリハビリテーションが受けられるよう、体制整備を目指します。また、健康福祉事務所の行う保健指導事業、医療相談、訪問指導及び交流会に加え、町のリハビリ教室でも難病患者のリハビリテーションを実施し、機能訓練の充実を図ります。

### 医療依存度の高い障害者に対する看護・リハビリテーション支援

医療の必要度が高い人は通所サービス利用が困難なため、その方々の外出や人との交流機会の充実を図ります。

## 円滑な医療体制づくりの支援

障害者の診療体制について、専門医や医療機関紹介の情報も含めて情報収集に努め、円滑な医療体制づくりを支援します。

## (4) 精神保健対策

### 精神科デイケアの充実

精神障害者が在宅でも安心して生活できるよう、デイケアが利用できる病院の情報を、健康福祉事務所と連携して提供します。

### 正しい精神保健思想の普及

精神保健に対する正しい理解を深めるため、東播臨海精神保健協会を中心に健康福祉事務所との連携により、町民への積極的な啓発活動を行います。

### 精神障害者相談体制の整備

精神障害者に対するきめ細やかな相談体制を充実させるため、医療機関、健康福祉事務所、家族会等と連携をとりながら、精神障害者やその家族に対して、福祉サービスの情報提供や相談が受けられるよう、きめ細やかな相談体制を充実していきます。

## 2 福祉サービス

平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、障害福祉のサービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」として提供されるようになりました。

障害福祉サービスは、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むために必要なサービス」とされていることから、障害者が、できる限り主体的に自立生活を送れるよう、また生活の質の向上を実現できるように利用者本位の考え方に立って、サービスの量的・質的充実を図る必要があります。

また、重度障害者は就労が困難なために、社会的、経済的に不利な場合が多くあることから、経済的自立の支援や生活安定の基盤を提供するなどの対策も必要となります。

### （1）障害福祉サービス

#### 【現状と課題】

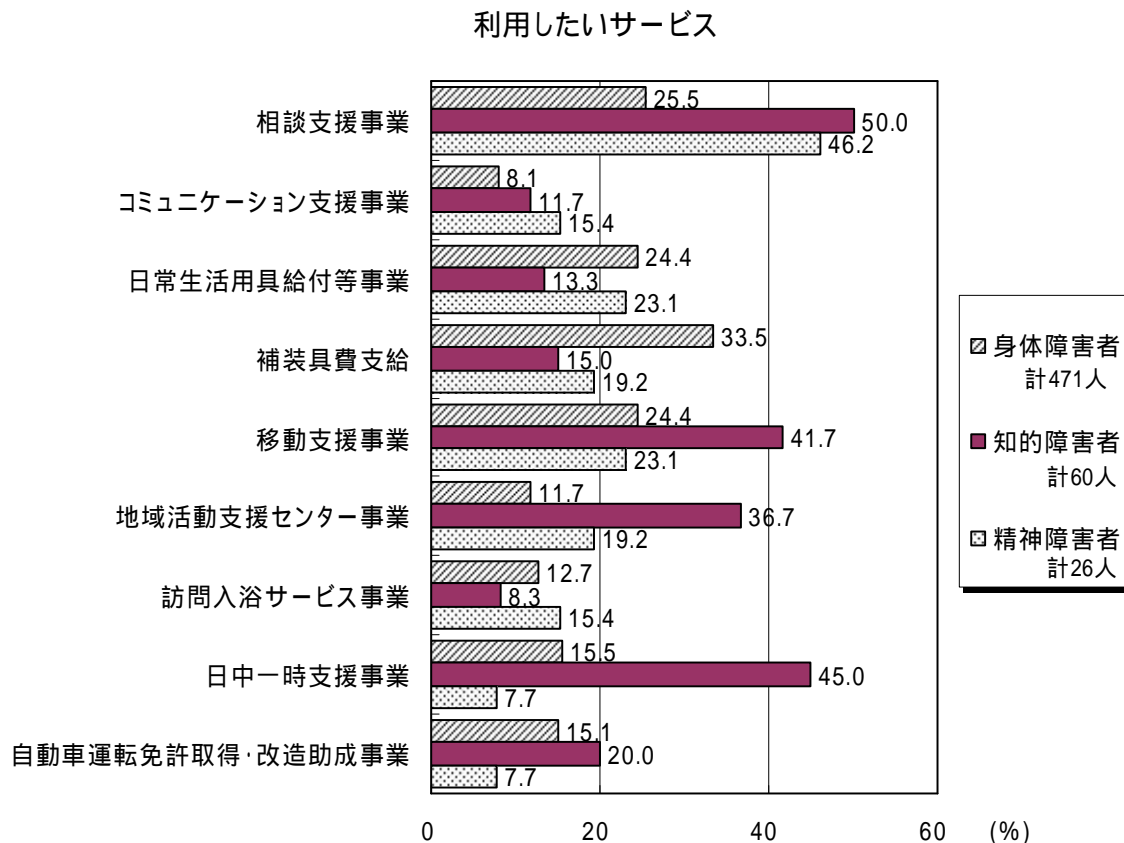
障害者が在宅で生活していくうえで、居宅介護（ホームヘルプ）等の在宅サービスは必要不可欠です。在宅サービスにおいては、障害者自身に対するサービスが重視されがちですが、介護者の高齢化、障害の重度化や重複化、また介護が長時間に及ぶことなど、介護者の負担が非常に重くなっていることから、介護者への支援についても検討していく必要があります。

また、障害者の地域生活への移行を促進し、ノーマライゼーションの実現を図るうえで、自立訓練や共同生活援助などを行う施設は重要な役割を果たしています。今後は、障害者の地域における自立した生活を積極的に支援することが求められており、これらの充実に向けてサービス提供体制の充実を図る必要があります。

町内の福祉施設としては、知的障害者通所授産施設「こぼと園」や地域活動支援センター「ワークルームふれあい」、障害者小規模通所施設「らいふサポートくるみ」があります。

今後も、障害者が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の基盤を整備し、総合的な生活支援サービス等の充実を図ることが必要です。

障害者に対するアンケート調査結果によると、町が実施している次のサービスのうち利用したいものとしては、身体障害者は「補装具費支給」、知的障害者は「相談支援」「日中一時支援」「移動支援」、精神障害者は「相談支援」が多くなっています。



### 【今後の取り組み】

#### 訪問系サービスの充実

重度の障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）の家庭を訪問し、家事援助・身体介護等、日常生活の援助を行うため、居宅介護等の訪問系サービスの充実を図ります。

#### 日中活動系サービスの利用促進

在宅の障害者（児）の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、生活介護、自立訓練等の日中活動系サービスの充実を図ります。

また、介護者が疾病等の理由により、障害者の在宅生活が困難になった場合の生活の場の確保と介護者の負担軽減を図るためのサービス「短期入所サービス」について利用拡大を図ります。



## 居住系サービスの充実

障害者が地域で生活を送るための生活訓練等の支援を行うため、施設入所支援やグループホーム等の居住系サービス施設の設置を働きかけます。

## 自立支援医療等の充実

障害を軽減、克服するとともに、障害者の負担を軽減するため、自立支援医療や重度障害者に対する医療費助成の充実を図ります。また、障害者の医療費助成の拡充を国、県に要望していきます。

## 補装具購入・修理費用の支給

障害者（児）にとって必要な義肢等の補装具の購入や修理に要する費用を支給することにより、日常生活上の負担軽減を図ります。

## (2) 地域生活支援事業

### 【現状と課題】

地域生活支援事業は、障害者がその有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自治体を中心となって実施する事業です。

本町では、必須事業である「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」の他に、任意事業として「日中一時支援事業」「訪問入浴サービス事業」等を実施しています。

地域生活支援事業は、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能であることから、今後も地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、きめ細かなサービスの提供を行うことが必要です。

### 【今後の取り組み】

#### 相談支援事業の充実・強化

福祉サービスの利用援助等の支援、関係機関との連絡調整、権利擁護事業の利用調整等を行います。専門的な相談については、健康福祉課に設置している「障がい者なんでも相談」や就労に関する相談は障害者就業・生活支援センター等と連携を図りながら対応を行います。

### コミュニケーション支援事業の充実

コミュニケーションの円滑化を推進し、日常生活の利便性を向上させることで障害者の外出支援や社会参加の促進を図るため、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業等を行います。

### 日常生活用具の給付等

日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者に日常生活用具の給付または貸与を行います。

### 移動支援事業の充実

屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。

### 地域活動支援センター事業の支援

地域における社会参加や就労訓練の場として重要な役割を果たしている地域活動支援センターについて、今後も地域とのつながりを保ちながら活発に活動できるよう事業の支援に努めるとともに、圏域の自治体および関係機関との連携を強化します。

### 日中一時支援事業の充実

障害者の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の負担軽減を図るため、障害者の日中における活動の場の確保に努めます。

### 社会参加促進事業の促進

手話、要約筆記者を養成するとともに、社会福祉協議会と連携して点字・声の広報事業を行います。

また、当事者団体等が実施するスポーツ・レクリエーション事業や芸術・文化事業を支援します。

重度の身体障害者に対しては、自動車運転免許取得のための費用や改造費の一部を助成します。

### ( 3 ) 生活の場及び働く場

#### 【現状と課題】

本町にある生活の場及び福祉的就労の場としては、旧法に基づく知的障害者通所授産施設「こぼと園」や地域活動支援センター「ワークルームふれあい」、障害者小規模通所施設「らいふサポートくるみ」があります。

現在町内には社会福祉法人の施設が1箇所しかなく、定員等の問題から特別支援学校の卒業生や重度障害者の受け入れ先の施設に余裕が無いのが現状です。地域活動支援センター等ではそうした利用者の作業内容や能力に合わせた働く場、日中活動の場としての役割を果たしています。

#### 【今後の取り組み】

##### 生活の場の確保

障害者の独立した生活の場として、授産施設や地域活動支援センターなどの作業施設に隣接したグループホームやケアホームの整備及び運営を支援します。

##### 職親の開拓

知的障害者では職親制度、また、精神障害者では通院患者リハビリテーション事業実施について、健康福祉事務所と連携のもと、本町内での受け入れ先の開拓に努めます。

## (4) 生活の安定と経済的負担の軽減

### 【現状と課題】

障害者にとって地域社会の中で生活をしていくための所得保障は、生活の基盤を安定させるために欠くことのできないものです。障害基礎年金や特別障害者手当等の各種年金や手当は、障害者とその家族の生活を支える非常に重要なものです。

本町では各種年金や手当の他に、補装具費の支給や日常生活用具の給付、医療費助成をはじめ、タクシー利用券の交付、自動車運転免許取得・改造費の補助を行っており、日常生活全般にわたる支出の軽減や経済的な支援の充実に努めています。

今後もこうした各種手当等を継続していくとともに、周知、利用促進に努め、現状にあった内容の充実を図っていくことが重要です。

### 【今後の取り組み】

#### 経済的支援の充実

障害者の所得保障のための障害基礎年金等の公的年金や、各種手当制度の周知徹底に努めるとともに、これらの制度の充実を国や県に働きかけます。

#### 各種助成事業の充実

経済的な負担の軽減を図るため、補装具費の支給や日常生活用具の給付、医療費助成、タクシー利用券の交付、自動車運転免許取得・改造費の助成等を継続するとともに、制度の周知に努めます。

#### 公共施設の減免制度

障害者ふれあいセンターや福社会館の利用料の減免制度を引き続き実施していくよう努めます。

## 社会的自立を促進するために

### 3 教育・育成

障害児に対する教育・育成においては、それぞれの子どもたちが持つ能力を最大限にのばすとともに、社会の中で自立し、一人の個人として役割を果たせるよう基礎・基本となるものを身につけることが目標となります。

障害児の発達レベルや障害の状態は様々であり、一人ひとりに最適な教育を確保するためにも早期の障害の発見や、療育を行わなければなりません。

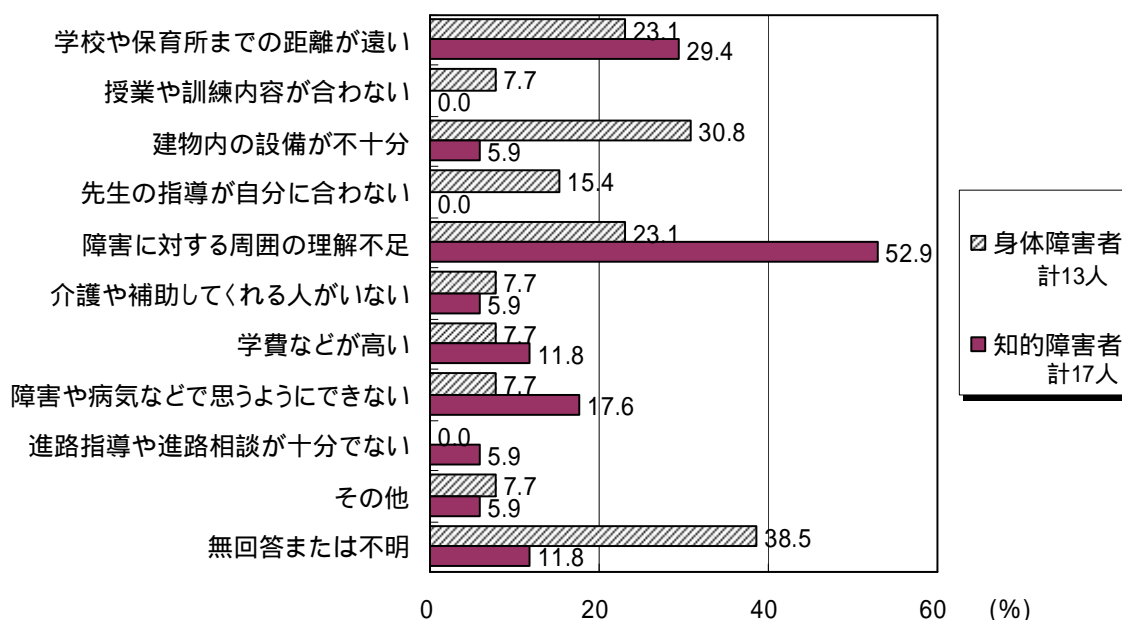
また、障害の種類・状態、能力・適性等に応じた適切な教育を行うことが必要であり、個に応じた発達をめざす支援が求められます。

#### 【現状と課題】

本町では障害児の療育・教育相談の充実を図るため、校内就学指導委員会や稲美町就学指導委員会、就園就学相談等を開催し、一人ひとりに適切な教育が確保できるよう努めています。また、教職員の資質の向上を図るため、小中学校教員の特別支援教育学習会や研修会への参加、幼稚園教諭のための専門家による発達相談会を実施しています。

障害者に対するアンケート調査結果によると、身体障害者(児)では「建物内の設備が不十分」、知的障害者(児)では「障害に対する周囲の理解不足」がそれぞれ最も多いことから、障害者の利用しやすい建物や設備の整備とともに、障害者に対する理解を進める必要があります。

(就学している児童・生徒について)困ったことや不満なこと



## 【今後の取り組み】

### 障害児保育の充実

障害児の障害の軽減と健全な発育を図るために、療育事業と連携した、保育所での継続的な障害児保育の推進に努めます。

### 就学指導・教育相談の充実

障害児の実態を的確に把握するとともに、稲美町就学指導委員会の意見をもとに、本人や保護者の意見を尊重しながら十分に話し合っ、就学指導、教育相談が行われるよう努めます。

### 義務教育終了後の進路指導の充実

義務教育終了後の進路については、特別支援学校高等部等への進学や職業能力開発校、施設への入所、一般就職等、障害児がその持てる能力を最大限に発揮できる進路選択が行われるように、関係機関との連携のもとに進路指導の充実を図ります。

### 学校園の建物や設備、環境の改善

学校園の建物や設備、環境については、障害の特性に応じた整備を行い、障害児に配慮したものとなるよう改善に努めます。

### 交流教育の推進

障害児の豊かな人間形成と将来の社会参加を促進するとともに、地元の園児、児童、生徒が障害者に対する理解を深め、共に生きていくまちづくりを担う社会人に成長することを目指し、交流教育を推進します。

### 特別支援教育の充実

障害児の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行っていきます。そのため、必要に応じて各学校に指導補助員を配置したり、学校においては特別支援教育コーディネーターを指名し、保護者、関係機関と連携して支援を行い、特別支援教育の充実に努めます。

## 教職員の研修及び専門性の向上

教職員の資質向上のため、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、L D（学習障害）やA D H D（注意欠陥多動性障害）、自閉症など障害の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。

## 4 雇用・就業

障害者の働く意欲は年々高まってきていますが、就労環境はまだまだ厳しいのが現状です。障害者が適性と能力を發揮して就業することは、「経済的に自立する」ことと同時に、自分の活動の場を広げることにもつながり、地域社会で自立した生活を送るうえで大変重要です。

障害者の職業選択と働く権利を保障し、同時に社会参加を促進するためにも企業や社会全体に対して、正しい認識と理解を求めなければいけません。また、障害者に対しても、社会で十分に能力を發揮できるよう職業訓練や能力開発の機会の提供が必要となります。

### 【現状と課題】

障害者の雇用に関しては目標となる法定雇用率が国によって定められており、民間企業では1.8%、国及び地方公共団体で2.1%（ただし、都道府県等の教育委員会は2.0%）となっています。

稲美町の障害者雇用の状況をみると、雇用率未達成の企業があることがわかります。

#### 民間企業での障害者雇用の状況

（平成19年度）

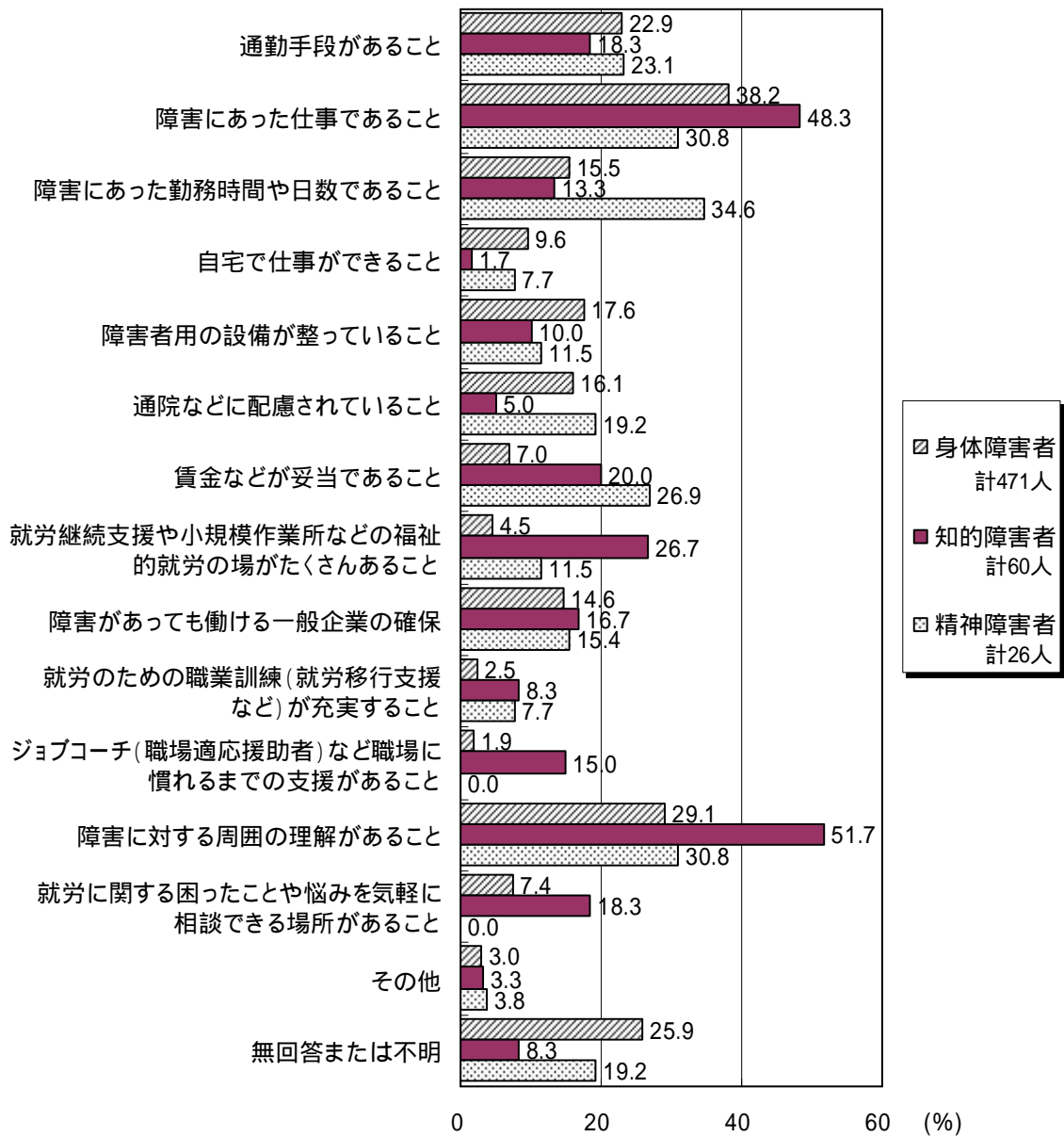
企業規模 従業員数 （人）	企業数 （企業）	算定基礎 労働者数 （人）	障害者 の数	雇用率 （%）	雇用率未達成 企業の割合 （%）
56～99	4	245	1	0.4	75.0
100～299	7	1,324	97	7.3	42.9
300～499	0	0	0	0.0	0.0
500～999	1	627	7	1.1	100.0
1,000以上	0	0	0	0.0	0.0
合計	12	2,196	105	4.8	-

資料：兵庫労働局

障害者に対するアンケート調査結果によると、障害者が働くうえで大切なこととして、「障害にあった仕事であること」や「障害に対する周囲の理解があること」が多いことから、事業者に対する啓発により職場での障害者に対する理解と協力を促していくことが必要です。



## 障害者が働くうえで、大切なこと



### 【今後の取り組み】

#### 障害者就業・生活支援センターとの連携

障害者就業・生活支援センターと連携し、障害者の就労相談、職業訓練、職域開拓、事業者との調整や就労後の職場定着などの一貫した就労支援を行います。

#### 身近な就労支援窓口の整備

身近な町役場で障害者の就労に関する情報が入手でき、障害者の求職活動が可能となるよう、ハローワークなどと連携を密にし、役場が身近な就労支援窓

口となるよう体制を整備します。

#### 障害者の就労に対する職場理解の促進

既に就労している障害者やこれから就労しようとする障害者が、職場の人間関係などで就労を断念したりすることがないようにハローワークなどと連携をとりながら、障害者の受け入れ企業に対して、理解と協力を求めます。

#### 事業主への啓発・広報

ハローワークや商工会と連携し、事業主に対して法定雇用率の周知徹底と、各種助成金制度をはじめとした援護措置や知的障害者・精神障害者の職場適応訓練など、障害者雇用に関する理解と啓発に努めます。

#### 就労支援サービスの適切な提供と一般就労への移行の促進

就労を希望する障害者が、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を受ける「就労移行支援」を推進します。

また、障害者一人ひとりのニーズや能力に応じた一般就労を図るため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携を図りながらジョブコーチによる支援事業やトライアル雇用の実施等に努めていきます。

#### 福祉的就労の充実・強化

一般企業に雇用されることが困難な障害者の就労と自立に向けた就労継続支援事業や、創作的活動や生産活動の機会を提供することで社会との交流を深めることを目的とした地域活動支援センター事業など、福祉的就労の充実・強化に努めます。

#### 官公需に係る受注機会の拡大

国の重点施策実施5か年計画や地方自治法施行令の改正を踏まえ、官公需にかかる福祉施設への受注機会の拡大に努めます。

## バリアフリー化を促進するために

### 5 福祉のまちづくり

建築物、道路、交通機関などにおける物理的な障壁を除去することは、障害者の自立と社会参加を促進するための基礎的な条件です。これらの整備にあたっては、障害者のために特別に行うのではなく、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインという考え方をとり入れる必要があります。

また、障害者が自ら選択し、行動できる環境をつくるためには、障害者の交通・移動手段を確保することが不可欠です。

そのほか、障害者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。それは、設備や立地条件について、障害があっても利用しやすいものであることが求められ、今後の町営住宅の供給や整備において、これらの点に配慮されたものとなるよう努める必要があります。

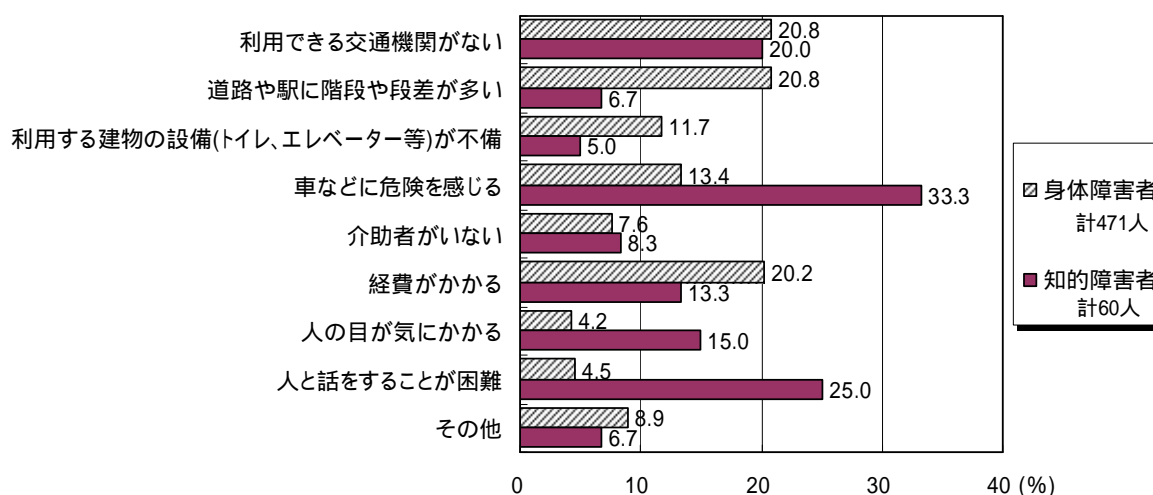
#### 【現状と課題】

県では、平成4年10月に「福祉のまちづくり条例」を制定、平成5年10月に「福祉のまちづくり重点地区整備方針」を策定し、障害者や高齢者の移動を容易にするための面的な整備を中心とした「福祉のまちづくり重点地区整備事業」に取り組んできました。

本町もこれを受けて、平成9年度に「稲美町福祉のまちづくり重点地区整備計画」の策定を行い、実地調査に基づいた整備計画を策定し、建築物や道路の整備・改善を図っています。

障害者に対するアンケート調査結果によると、外出する上で、または、外出しようとする上で困ることとして、身体障害者は「利用できる交通機関がない」「道路や駅に階段や段差が多い」、知的障害者は「車などに危険を感じる」などが多くなっています。このため、移動しやすく安全なまちの整備や利用しやすい移動手段の確保を進める必要があります。

## 外出する上で、または、外出しようとする上で困ること



### 【今後の取り組み】

#### ( 1 ) 福祉のまちづくりの推進

##### 整備計画に則った整備・改善

福祉のまちづくり重点地区整備計画に基づき、未整備箇所の整備や改善を進めます。

##### 福祉のまちづくりの啓発・広報

事業者に限らず一般住宅に対しても福祉のまちづくりの知識が深められるよう広報に努めます。

#### ( 2 ) 移動支援の推進

##### 移動支援の充実

障害者が自動車運転免許を取得するために必要な経費や、身体障害者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、障害者の社会参加の促進を図ります。

##### 運賃割引制度の周知と拡充

障害者の移動にかかる経済的負担を緩和するために、バスやタクシー、JR等の運賃割引制度や有料道路の割引の周知を図ります。

## 福祉車両の普及

障害者や高齢者が利用しやすい低床バス、リフト付きバスの導入について関係機関に協力を求めるとともに、障害者が利用しやすい福祉車両等の導入促進に努めます。

## 身体障害者補助犬の施設等への受入促進

障害者の自立と社会参加の促進を進めていくため、「身体障害者補助犬法」に関する広報活動を充実させるとともに、補助犬の果たす役割の重要性について理解と認識が深められるよう町民に対する啓発・周知を図り、補助犬の地域での受入を促進します。

## ( 3 ) 住宅の整備・供給

### 障害者や高齢者に配慮された公営住宅の供給や整備促進

公営住宅の供給や整備においては、立地条件や設備などが障害者や高齢者に配慮されたものとなるよう、関係機関へ要望します。

### 住宅改造費助成制度の活用促進

町広報や「福祉のしおり」などへの掲載により、住宅改造費助成制度の周知と利用促進を進めます。

## ( 4 ) 公園・水辺空間などのオープンスペース

### 快適空間の創出とバリアフリー化

障害者や高齢者が安全で快適に利用できるよう配慮された公園や緑地、水辺空間等の整備を推進し、快適空間の創出に努めます。

### 美化清掃事業の促進

公園等の快適な使用のために、公園内または周辺の美化清掃事業の充実を図ります。

### 既設公園等の再整備における配慮

既設公園等を再整備する際には、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、障害者や高齢者も安全で快適に利用できるよう配慮します。

## 生活の質（QOL）の向上を目指して

### 6 相談体制・情報提供

障害者の持つ悩みや問題は、その障害者の障害部位や障害程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

また、情報提供に関しては、障害の程度によって得られる情報量やコミュニケーションの量に差が生じないようにすることや、福祉サービスに対する必要度の高い人に対して、より密度の高い情報提供に努める必要があります。

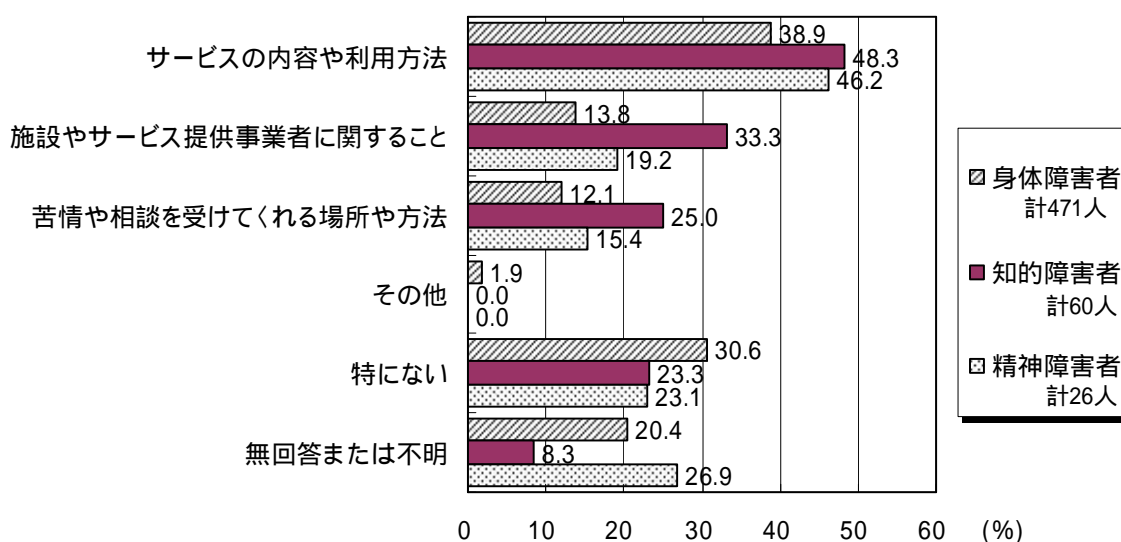
#### 【現状と課題】

障害者やその家族の相談窓口としては、主として町の健康福祉課があたり、各種相談や諸手続きを行っています。また、県から委嘱された身体障害者相談員4名、知的障害者相談員2名、精神障害者相談員2名が各種相談に応じています。さらに、平成18年から専門的な知識を持った相談員が相談に応じたり、必要な情報の提供や助言を行う「障がい者なんでも相談」事業も行っています。

町からの情報提供手段としては、主として町広報紙、ホームページ、身体障害者（児）のしおりなどの情報誌の作成・配付によるものと、福祉担当窓口での対応、保健師や理学療法士、民生委員・児童委員などによる訪問活動などがあります。

障害者に対するアンケート調査結果によると、町の福祉サービスや障害者自立支援法のサービスについて知りたいこととして、「サービスの内容や利用方法」が最も多いことから、これらの情報をわかりやすく提供していくことが必要です。

## 町の福祉サービスや障害者自立支援法のサービスについて知りたいこと



### 【今後の取り組み】

#### (1) 相談体制

##### 相談員や関係職員などの技術向上

障害者やその家族が、日常生活における様々な問題について、いつでも気軽に相談でき、適切な助言ができるよう、情報収集と福祉や人権、障害に関する研修を行うとともに相談員や関係職員の技術向上に努めます。

##### 在宅での助言・指導体制の整備

障害や高齢などの理由で外出が困難な人に対しては、在宅で情報入手や助言、指導が受けられるよう、電話やFAXによる受付を行うとともに、専門相談員や保健師、理学療法士などの訪問活動を充実します。

##### 相談事業を身近にするための方策検討

電話やインターネットによる相談事業など、相談事業を身近なものとして感じてもらい、気軽に相談をしてもらえよう方策を検討します。

#### (2) 情報提供

##### 行政サービス情報提供の充実

障害者が、障害の種別や程度に応じて利用できる行政サービスを十分に把握し、最大限に利用できるよう、精神障害者も含めて、行政のサービスをまとめた「稲美町心身障害者（児）福祉のしおり」や「障害者自立支援法利用のしお

り」などの発行を継続するとともに、ホームページにも掲載し、福祉全般についての情報を盛り込むなど、内容の充実と読みやすさへの配慮により、その有用性の向上に努めます。

#### 町広報紙の障害者や高齢者への配慮

町広報紙の読みやすさを工夫するとともに、現在、ボランティアの協力により行われている、視覚障害者や視力の衰えた高齢者に対しての「声の広報」の貸し出しサービスを拡充します。

#### 情報・コミュニケーションの確保

視覚障害者や聴覚障害者など、情報の入手にハンディを負っている障害者のために、各種公共機関への手話通訳者、要約筆記者の派遣による情報提供の充実を図るとともに、民間に対してもそれらコミュニケーションの確保について理解と協力を求めます。



## 7 スポーツ・レクリエーション及び文化活動

スポーツ・レクリエーション活動や各種文化活動は、障害者の自立と社会参加を促すだけでなく、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために重要なことです。

また、障害者の健康増進に役立つ機能回復訓練の場としても効果が期待できるだけでなく、地域住民との積極的な交流の場として活用することにより、障害や障害者に対する理解と認識を深める場となることも期待されます。

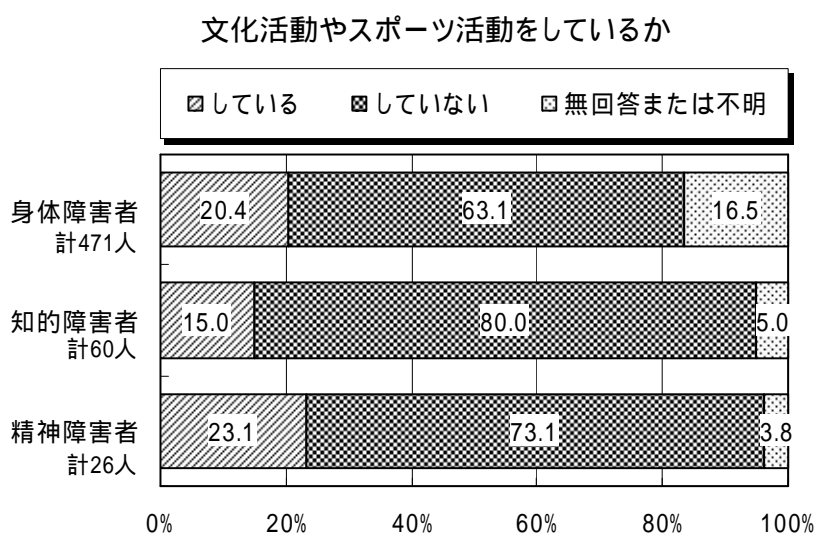
### 【現状と課題】

本町では、障害者の社会参加の促進や健康の保持増進を目的に、県が開催する障害者スポーツ大会への参加を促進するとともに、全国大会への参加者については、町から支援を実施しています。また、各種スポーツ大会などでは障害者が気軽に参加できるよう働きかけを行い、地域住民との交流を促進しています。

障害者に対するアンケート調査結果によると、文化活動やスポーツ活動を行っている障害者は、身体障害者20.4%、知的障害者15.0%、精神障害者23.1%と少ないことがわかります。

今後は、障害者の年齢や障害に応じたさまざまな文化活動やスポーツ・レクリエーション活動についての情報を収集し、活動への参加を推進するとともに、スポーツ施設や文化施設などでの活動場所の提供やその施設等については障害者の利用に配慮した改修が必要となります。

また、参加したくても移動手段がなかったり、行事等の情報を知らなかったということがないように、交通手段の確保や活動情報の広報にも配慮する必要があります。



## 【今後の取り組み】

### 当事者企画・運営による行事の支援

スポーツ大会や文化活動などにおいて、障害者の参加を促進するのはもとより、障害者が企画、運営する行事を積極的に支援します。

### 活動に関する情報提供

スポーツ大会や文化活動などの開催や活動状況に関する情報提供について、現在の社会福祉協議会による社協だよりへの掲載に加えて、町広報紙等へ掲載することで、周知を図ります。

### 活動の場の提供

公共施設の空き部屋などを利用して、障害者やボランティアが気軽に集え、活動できる場の提供に努めるとともに、障害者同士のネットワークづくりを促進します。

### 行事開催時の交通手段の確保

行事開催時に際して、参加者の交通手段をボランティアの協力などにより確保します。

### 施設のバリアフリー化推進

公共のスポーツ、文化施設等については、障害者の利用に配慮した整備を推進します。

### 健康づくり施設の利用促進

町内の温水プールを備えた健康づくり施設「いなみアクアプラザ」について、障害者等の利用を促進し、障害者のスポーツ活動、健康づくりを支援します。

### 指導員の養成

障害者スポーツ指導員や、レクリエーション指導のできる人材の養成・確保に努めます。

## 安全な暮らしを確保するために

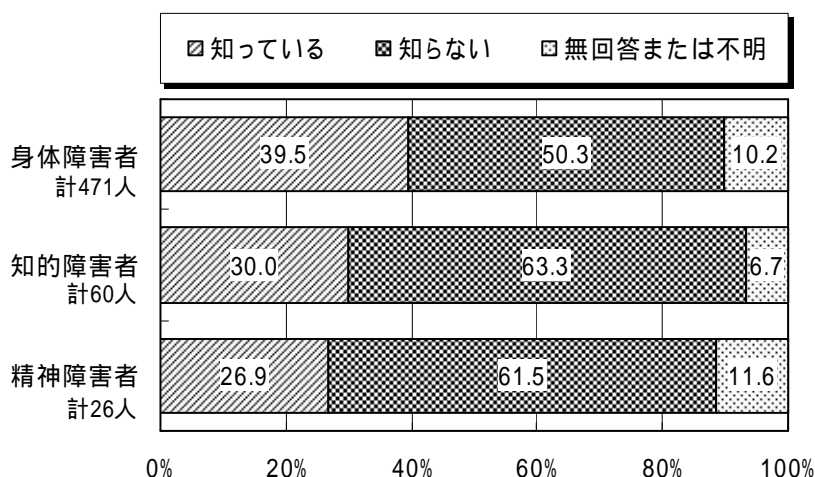
### 8 防犯・防災対策

障害者が安心して地域で生活するためには火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが重要です。そのためには関係機関や地域との密接な連携をとりながら、災害や犯罪などの被害に遭いやすい障害者等を見守るネットワークの構築が必要です。

また、障害により判断能力が十分でない人は、自らの判断で、適切にサービスを選択したり、契約をしたりすることができず、日常生活に支障が生じる場合があります。このため成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、障害者の権利擁護を目的とした事業の活用を推進することが重要です。

障害者に対するアンケート調査結果によると、災害が起こった場合の避難場所、避難経路について「知らない」と答えた人は、身体障害者の50.3%、知的障害者の63.3%、精神障害者の61.5%にのぼっていることから、障害者やその介護者等に対して避難場所や避難経路の周知を図る必要があります。

避難場所、避難経路の認知度



#### 【現状と課題】

本町では、高齢化社会の到来に伴い、一人暮らしの高齢者や寝たきり、または障害のある高齢者の割合が増加しています。このような状況の中、民生委員・児童委員や保健師などによる訪問活動の推進や緊急通報システム「あんしんボタン」などの普及を進めています。

今後は、町の防災計画と連携して、避難場所及び避難経路の周知徹底や自主防災組織の育成と活用、一人暮らしの高齢者や障害者に対する緊急時の避難誘導体

制の確立、視聴覚に障害のある方に対する緊急時のコミュニケーションの取り方に対するマニュアルづくりなどが必要となります。

#### 【今後の取り組み】

##### 緊急通報システムの充実

在宅の障害者の防犯・防災対策として、高齢者福祉で利用している緊急通報システム「あんしんボタン」などの障害者への活用を図ります。

##### 避難場所・避難経路の周知

災害時の避難場所、避難経路周知のために、町広報紙への掲載、パンフレット配布などの啓発活動を行います。

##### 緊急時避難体制の確立

障害者や高齢者の緊急時における避難誘導が円滑に行われるよう、災害時要援護者支援マニュアルを策定し、自治会などの自主防災組織や民生委員・児童委員を通じた、緊急時の避難誘導体制の確立を図ります。

##### 避難訓練の実施

各種施設等において施設利用者の避難訓練を定期的に実施します。

##### FAX 110番・119番の推進

障害者の安全を守るため、必要な対象者に対するファックス119番と110番及びメール110番の周知を図ります。

##### 災害時要援護者の把握

地域の自治会等を中心とした自主防災組織の活性化を図り、各種情報の把握に努めるとともに、災害時要援護者等に対して災害時における的確な対応能力を高めるための防災知識の普及・啓発を図ります。

## 心のバリアを取り除くために

### 9 啓発・広報活動

障害者を含む全ての人々にとって、住みよい社会づくりを進めるためには、地域社会を構成する全ての人々が障害及び障害者に対して十分な理解をし、配慮することが必要です。

障害者に対する偏見や差別意識をなくし、障害者とともに生きる地域社会を実現するために、各種広報手段を活用した啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実や、障害のあるなしにとらわれない積極的な交流を推進していくことが必要です。

また、近年では、自由時間の増大や高齢化の進行、生活・社会環境の変化などから、ボランティア活動への関心が高まっており、その活動分野は社会福祉の分野ばかりでなく、教育、文化、スポーツ、災害復旧など多岐にわたっています。

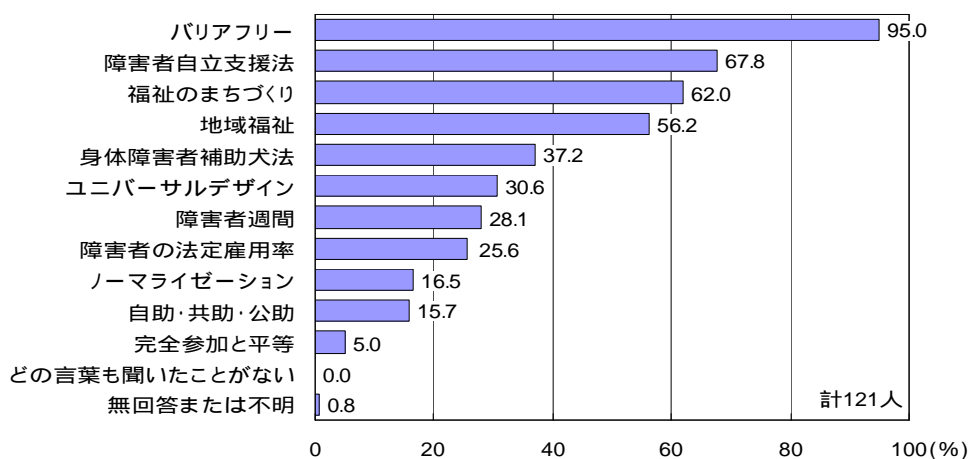
障害者が地域で生活しやすい環境を整備するために、これらのボランティア活動を通じて障害者を支援していくことが重要です。

#### 【現状と課題】

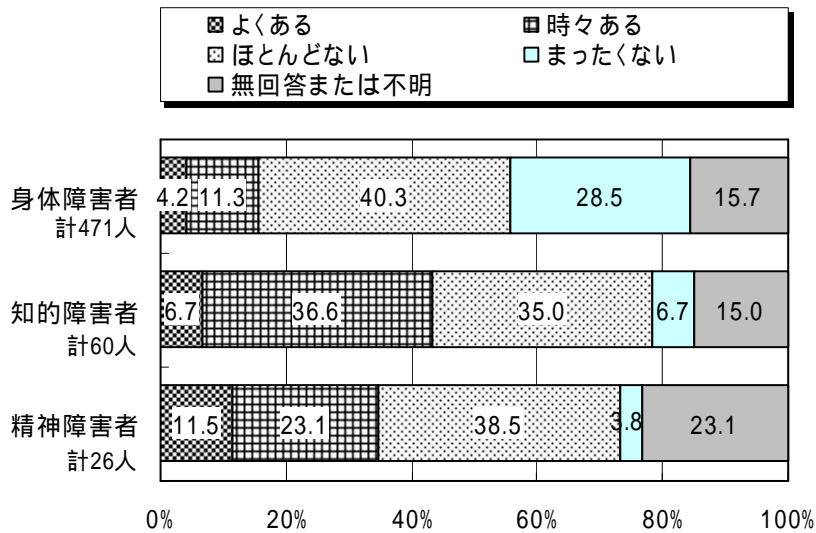
アンケート調査結果から、町民の障害者に関わる言葉に対する認知度をみると、「バリアフリー」や「障害者自立支援法」などは認知度が高いのですが、「障害者の法定雇用率」「ノーマライゼーション」といった比較的一般的な言葉については認知度が低いことがわかります。

また、障害があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがある障害者は、知的障害者及び精神障害者に多いことがわかります。このため、これらの障害や障害者に対する正しい知識と理解を促すための広報・啓発や若い頃からの福祉教育、ボランティア活動の推進が必要です。

障害福祉に関する用語の認知度



## 差別を受けた経験



### 【今後の取り組み】

#### (1) 啓発・広報活動

##### 町広報紙などによる広報活動

障害者を取り巻く状況や身近な障害者問題などについて、継続的に町広報紙・ホームページへの掲載を行うとともに、社会福祉協議会が発行している社協だよりとも連携した啓発活動に努めます。

##### 「障害者の日」の周知

12月9日の「障害者の日」と「障害者週間」の周知を図り、その趣旨を実践するため、障害者の日にちなんだ記念行事「いなみ人権・福祉フェスティバル」を継続します。

##### 福祉教育の推進

社会福祉協議会などと協力し、障害疑似体験の実施や福祉副読本・ビデオを用いるなどして、障害や障害者に関する正しい理解と認識を得るための福祉教育を行います。

##### 人権意識の高揚

障害者を含めたあらゆる人々の人権を尊重する社会を実現するため、一人ひとりが人権を正しく理解し、人権意識を高めるとともに、自らの課題として日常生活の中に生かせる人権感覚が身につくよう、啓発を推進します。

## ( 2 ) ボランティア活動

### 理解と協力と参加の呼びかけ

社会福祉協議会等の協力のもと、町広報紙などを利用して、継続的に住民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人のために、既存のボランティア団体の活動状況や問い合わせ先などの周知を図ります。

### 社会福祉協議会への支援強化

関係機関への理解と協力を求め、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会への支援強化に努めます。

### 精神障害者や難病患者に対するボランティア養成の推進

精神障害者や難病患者に対するボランティアにおいては、その領域を開拓するとともに、養成について積極的な支援を行います。

### 民生委員・児童委員、福祉関係団体等との連携

ボランティア団体やNPO、地域団体等による福祉活動を活発化し、効果的な地域福祉サービスが提供されるように、民生委員・児童委員や福祉関係団体などとの連携を図ります。

# 第5章 障害福祉サービス等の見込み

## 1 平成23年度の数値目標

第1期計画において、地域生活や一般就労への移行を進める観点から、国の指針に基づく数値目標を設定しました。第2期計画では、目標達成に向けた現在の進捗状況を把握するとともに、目標を達成するために必要なサービス見込量の設定を行います。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国：平成23年度末までに、平成17年度の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することを目指す。これにあわせて、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ地域の実情に応じて目標設定する。

県：平成23年度末において、平成18年10月現在の施設入所者数の1割(540人)の地域移行を目指す。また、施設入所者数の7%(380人)の削減を目指す。

町：基準である平成17年10月現在の入所者数から地域移行した施設入所者は、第1期目標値である2人(平成20年10月現在)を達成しています。

一方、施設へ新しく2人が入所したため、平成20年10月現在で入所者は19人であり、第1期の目標値である1人削減の目標に達していません。このため、第2期の目標として、今後3年間において入所施設から2人の地域生活への移行を見込み、平成23年度までの地域移行者数を4人とするとともに新規入所者も1人見込み、3人とすることで、削減見込数は、第1期の目標値と同じ1人とします。

	人数	備考
施設入所者(第1期計画策定時)	19人	平成17年10月1日現在
施設入所者(第2期計画策定時)	19人	平成20年10月1日現在
平成23年度の施設入所者	18人	
地域生活移行	4人	平成18～20年 2人 平成21～23年 2人
削減見込み	1人	地域移行者 4人 新規入所者 3人



## ( 2 ) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

国：平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下、「退院可能精神障害者」という。平成14年患者調査で約7万人）の解消を目指す。これにあわせて、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、現在行われている「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」での議論を踏まえて、改めて目標値の設定を行う。

県：平成19年度から23年度までの5年間に、平成18年10月現在の入院患者数の約80% (1,920人) の地域移行を目指す。

「検討会」での議論を踏まえ、改めて国の考え方が提示されるため、第1期計画の数値目標を踏襲。

町：国の考え方が検討会などの議論を踏まえて改めて提示されるため、第2期の計画においては、第1期計画の数値目標のとおりとします。

	人数	備考
平成23年度までの減少目標値	13人	
平成20年10月1日現在の減少数	2人	

## ( 3 ) 福祉施設から一般就労への移行

国：平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を平成17年度の4倍以上とすることを旨とする。

県：平成23年度における就職者数を12,100人(雇用率の推計値1.85%)とする。また、平成23年度までの5年間に新規就職する人の数を10,000人(うち、施設からの就職者2,500人)とし、離職者数(中途退職等)を6,800人に抑える。

町：一般就労に移行する福祉施設利用者数については、ここ2年間の実績は0人です。平成23年度までに就労移行支援事業等を拡充し、第1期計画の目標値どおり、移行目標は2人とします。

	人数	備考
平成23年度までの一般就労への移行目標	2人	国目標：平成17年度の4倍以上
平成20年10月1日時点での一般就労への移行数	0人	

## 2 障害福祉サービス

### (1) 訪問系サービス及び短期入所

#### 【事業内容】

##### 居宅介護

障害者の自宅において、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。

##### 重度訪問介護

重度の障害者に対して入浴、排せつ、食事の介護や外出時の支援等を行います。

##### 行動援護

常に介護が必要な障害者に対し、危険を避けるために必要な援護や、外出時の介護等を行います。

##### 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な重度の障害者に対し、居宅介護その他のサービスを包括的に提供します。

#### 【実績と見込み量】

区分	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(見込量)		
					目標年度		
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	278	254	304	340	380	420
行動援護 重度障害者等包括支援	実利 用者 数	24	23	24	26	28	30

#### 【見込み量確保のための方策】

事業者の参入を促すとともに、サービス基盤を整備します。また、ヘルパー資格のある非就業者の活用や定年退職者等に対する資格取得の支援など、地域の潜在的な人材の発掘による人材の確保・育成に努めます。

## ( 2 ) 日中活動系サービス

### 【事業内容】

#### 生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護、創作活動、生産活動の機会を提供します。

#### 自立訓練（機能訓練）

一定の期間、身体機能の向上のための訓練を行い、障害の緩和を促します。

#### 自立訓練（生活訓練）

一定の期間、生活能力の向上のための訓練を行い、障害者が自立した生活ができるよう促します。

#### 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行います。

#### 就労継続支援（A型）

特別支援学校や離職した人等を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労を目指す事業です。

#### 就労継続支援（B型）

年齢や体力面で一般就労が困難な人等を対象に、雇用契約は結ばずに就労機会を提供する事業です。なお、工賃の目標額を事業所毎に定め、その引き上げを図ることとしています。

#### 療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に対し、医療機関において機能訓練、看護、介護などを行います。

#### 児童デイサービス

障害児等に対し、日常生活における基本的動作や集団生活への適応訓練を行います。

#### 短期入所（ショートステイ）

介護者の病気などの理由で障害者を介護することができない場合に、障害者支援施設において、入浴、排泄、食事等の介助を行います。

### 【実績と見込み量】

区分	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(見込量)		
					目標年度		
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
生活介護	(人日/月)	0	267	278	325	616	695
	(実人数)	0	21	23	26	44	49
自立訓練 (機能訓練)	(人日/月)	44	44	22	22	22	22
	(実人数)	2	2	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	(人日/月)	0	0	0	0	22	22
	(実人数)	0	0	0	0	1	1
就労移行支援	(人日/月)	0	0	0	0	44	44
	(実人数)	0	0	0	0	2	2
就労継続支援 (A型)	(人日/月)	0	22	22	22	22	22
	(実人数)	0	1	1	1	1	1
就労継続支援 (B型)	(人日/月)	0	0	70	84	270	288
	(実人数)	0	0	5	6	15	16
療養介護	(実人数)	0	0	0	0	1	1
児童デイサービス	(人日/月)	0	0	0	15	20	20
	(実人数)	0	0	0	2	3	3
短期入所	(人日/月)	37	40	39	44	48	51
	(実人数)	24	24	25	26	28	30

### 【見込み量確保のための方策】

福祉サービスについての広報、啓発に努め、利用促進を図ります。また、事業者の就労移行支援や就労継続支援への移行・参入の促進に努めます。さらに、販路拡大など働く方の工賃が向上するような支援を行います。

また、一般就労を希望しながら、障害程度が重い場合や高齢のために一般就労が困難な人には、就労継続支援事業等の福祉的就労支援を行います。

### (3) 居住系サービス

#### 【事業内容】

##### 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、相談等の日常生活上の援助を行い、障害者の地域における生活を支援します。

##### 共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

##### 施設入所支援

施設に入所する障害者に主として夜間、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。

居住系サービスは主に夜間におけるサービスであり、就労や日中活動系サービスと組み合わせることで、障害者の地域生活を支援するものです。

#### 【実績と見込み量】

区分	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(見込み)		
					目標年度		
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
共同生活援助 (グループホーム)	(実人数)	0	0	0	1	2	4
共同生活介護 (ケアホーム)	(実人数)	0	0	1	1	1	1
施設入所支援	(実人数)	0	9	10	11	12	18

#### 【見込み量確保のための方策】

自立した生活を希望する人や、入所・入院からの地域生活へ移行する人に対応するための施設であるグループホームやケアホームの新設及び運営を支援します。

また、入所施設に対し、適切な助言・指導を行うことにより、新たなサービスへの移行を促進します。

#### (4) 相談支援

##### 【事業内容】

支給決定を受けた障害者またはその保護者が、対象となるサービスが利用できるよう、環境や意向、その他の事情などを勘案し「サービス利用計画」を作成します。

##### 【実績と見込み量】

区分	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(見込み)		
					目標年度		
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
相談支援	(実人数)	0	0	0	0	1	3

##### 【見込み量確保のための方策】

健康福祉課に専門的な相談員を配置するとともに、民間事業者による相談支援体制の充実を図ります。

### 3 地域生活支援事業

障害者が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、一人ひとりのニーズに応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、様々な事業による支援を行います。

現在、未実施の事業については順次実施に向けての検討を行います。

#### (1) 相談支援事業

##### 【事業内容】

##### 相談支援事業

障害福祉サービスの利用等について、障害者本人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことで自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関わるシステムづくりに向けての中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、地域自立支援協議会を設置し、運営を行います。

##### 相談支援強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を健康福祉課窓口配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

##### 【実績と見込み量】

区分	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(見込み)		
					目標年度		
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
相談支援事業	箇所数	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	箇所数	0	0	0	0	1	1

##### 【見込み量確保のための方策】

地域で障害者を支えるネットワークの構築に向けて、関係機関・団体、事業者等で構成する「地域自立支援協議会」の設置を進めます。

また、社会福祉法人へ委託している身体障害、知的障害、精神障害それぞれの分野の専門相談員による相談支援機能強化事業を引き続き実施します。

## ( 2 ) コミュニケーション支援事業

### 【事業内容】

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通に支障がある障害者等に、当事者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、役場健康福祉課に手話通訳者の設置や情報支援機器を設置し、円滑な意思疎通を図ります。

### 【実績と見込み量】

区分	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(見込量)			
					目標年度			
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
手話通訳者派遣	実利用者 (人)	8	7	7	8	8	8	
	利用件数 (件/年)	95	60	70	75	80	85	
要約筆記者派遣	実利用者 (人)				1	2	3	4
	利用件数 (件/年)				5	20	30	40

### 【見込み量確保のための方策】

障害者に対して事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。また、地域における手話通訳者や要約筆記者の養成、研修を図り、サービスの提供体制を充実します。

## ( 3 ) 日常生活用具給付事業

### 【事業内容】

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって、日常生活の便宜を図ります。



【実績と見込み量】

区分	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(見込量)		
		目標年度					
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
介護訓練支援用具	件/年	2	0	1	3	4	5
自立生活支援用具		6	3	5	5	6	7
在宅療養等支援用具		8	0	3	4	5	6
情報・意思疎通支援用具		4	2	2	3	4	5
排泄管理支援用具		56	108	129	141	155	170
住宅改修費		0	2	2	2	2	2
計		76	115	142	158	176	195

【見込み量確保のための方策】

事業の周知を図るとともに、障害の特性に応じた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(4) 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【実績と見込み量】

区分	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(見込量)		
		目標年度					
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
実施事業所数	箇所	8	8	9	9	10	10
利用者数	人/月	10	15	16	17	18	19
延べ利用時間数	時間/月	104	186	202	221	252	285

【見込み量確保のための方策】

利用者のニーズを把握するとともに、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。

( 5 ) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者が、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

現行の作業所等の移行希望等との調整を図り、実施に向け検討します。

型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

型：概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。

【実績と見込み量】

区分	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(見込み)			
		目標年度						
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
町内	実施数	箇所	0	1	1	1	1	2
	実利用者数	人/月	0	10	10	10	10	20
町外	実施数	箇所	0	3	4	5	6	7
	実利用者数	人/月	0	8	10	11	14	15

【見込み量確保のための方策】

地域活動支援センターの機能を充実強化するため、小規模作業所からの移行を支援していきます。

## (6) 日中一時支援事業

障害者の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の負担軽減を図るため、障害者の日中における活動の場を確保します。

### 【実績と見込み量】

区分	単位	第1期計画(実績)			第2期計画(見込み)		
					目標年度		
		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
実施箇所数	箇所	7	8	8	10	11	12
実利用者数	人/月	9	11	12	15	16	17

### 【見込み量確保のための方策】

医療的なケアを必要とする障害者が利用できる事業所を含め、サービス提供事業所の拡大を進めるとともに、事業に関する周知を行うことで利用促進を図ります。

また、既存の日中一時支援に加え、障害児を持つ親の就労支援と家族の一時的休息を目的に、障害児タイムケア事業の実施を検討します。

## (7) その他事業

### 訪問入浴サービス事業

家庭において、自力または家族の協力があっても入浴が困難な障害者に対し、入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。

### 自動車運転免許取得費・改造費助成事業

身体障害者の社会参加、就労を支援するため、自動車免許の取得や自動車改造に要した費用の一部を助成します。

### 福祉タクシー利用助成事業

社会参加と自立の促進のため、重度障害者が移動手段としてタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成する利用券を交付します。

## 第6章 計画の推進体制

本計画は、住民との協働や関係機関及び事業者との連携を図りながら推進します。

また、社会情勢や生活環境の変化といった、様々な要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 1 町の推進体制と進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら推進体制をさらに強化し、本計画を進めます。

また、障害者基本計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、有効性についての検証、実施状況の点検及び評価を行い、「稲美町障害者福祉推進協議会」において、定期的に事業の進捗状況等を報告し、進行管理を行います。

### 2 計画の普及・啓発

本計画について、障害者や町民に対して町広報紙や町ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

### 3 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害者が身近で役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

### 4 圏域での連携

障害福祉計画における障害福祉サービスが、平成23年度末までに新体系への円滑な事業移行が図れるよう進捗管理を行います。

また、播磨圏域の市町と連携し、相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支

援等の施策の検討を行い、幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

そのほか、障害者福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定したサービスの提供基盤を整備します。

# 用語解説

## あ 行

### アスペルガー症候群

興味・関心やコミュニケーションについて特異であるものの、知的障害がみられない発達障害のこと。「知的障害がない自閉症」として扱われることも多いが、公的な文書においては、自閉症とは区分して取り扱われていることが多い。

### ADHD（注意欠陥多動性障害）

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害もしくは行動障害のこと。

### LD（学習障害）

知能は平均またはそれ以上あるが、特定の技能や知識を習得、保持または一般化できないこと。知的発達の全般的な遅れではなく、部分的な認知発達の遅れやかたよりから、主として学習上に特異なつまずきや習得の困難を示す。学習面だけでなく、社会性の発達にも不利を生じたり、注意欠陥多動（ADHD）といった行動面の特徴を示す例も多いといわれている。

## か 行

### 高次脳機能障害

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理症状のこと。その症状は多岐にわたり、空間認知障害(自分がどこに居るのが分からなくなる)、記憶障害(記憶の前後関係が混乱する・記憶が特定の部分だけ曖昧になる)、注意障害(ものの前後関係・順番が分からない・識別が出来ない)、言語障害等(聞くことは分かるが喋れない等)で、脳の損傷部位によって特徴が出る。

### 広汎性発達障害

「自閉症」、「アスペルガー症候群」、「レッド症候群」、「小児期崩壊性障害」、「その他の自閉症」という5つ障害の総称。「社会性の障害」、「コミュニケーションの障害」、「想像力とそれに基づく行動の障害」が、3歳までに6か月

以上見られた場合、広汎性発達障害の診断を考慮する。診断基準には入らないが、「感覚の過敏さ」という特徴もあり、音や匂い、肌に触れることなどに敏感であるという特徴もある。

## さ 行

### 視覚障害

「目」が不自由な状態。光などをまったく感じない状態やメガネなどでも視力が矯正されず、日常生活に支障がある状態。見える範囲が狭い、一部が欠けるなどの状態がある。

### 自閉症

社会性や他者とのコミュニケーション能力の発達が遅滞する発達障害の一種、先天性の脳機能障害、認知障害のこと。

### 障害者基本法

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害者施策を総合的かつ計画的にすすめること、障害者福祉を増進することを目的とする法律。平成16年6月に改正され、障害を理由とする差別の禁止、障害の日から障害者週間への拡大、都道府県及び市町村の障害者基本計画策定の義務化などが規定された。

### 障害者週間

国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者基本法で、12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」としている。

### 障害者自立支援法

身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類ごとに分かれていた障害者の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ十分なサービス提供を行うことにより、障害者がその特性に応じて自立した日常生活、または、社会生活を営むことができるよう支援する法律。

## ジョブコーチ

企業に出向いて、障害者の職場適応を高めるための指導を行うスタッフのこと。障害者を雇用しているまたは雇用を予定している企業で、職場適応に課題があり、その指導に不安がある場合ジョブコーチを派遣し、障害者と企業双方に対して支援を行う。

## 身体障害

身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱もしくは直腸または小腸の機能障害をいう。

## 身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、身体障害者の自立及び社会参加促進を目的とした法律。身体障害者が、公的機関や公共交通機関等を利用する場合、身体障害者補助犬の同伴の受入等について義務付けている。

## 生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などによる生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物（がん）などが代表的な生活習慣病である。

## 生活の質（QOL）

量より質を重視した生活の考え方。

## 精神障害

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある状態。精神疾患には、総合失調症、そううつ病、うつ病、器質性精神障害（てんかん等）、中毒性精神障害などがある。

## 成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。



## た 行

### 知的障害

先天性または出生時ないし、出生後早期に脳髄に何らかの障害を受けているため、知能が未発達の状態に留まり、そのため学習、社会生活への適応が著しく困難な状態をいう。

### 特別支援教育

視覚・聴覚障害など、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めたすべての障害のある子どもたちに、適切な教育や指導を通じて必要な支援を総合的に行う教育。

### トライアル雇用

ハローワーク（公共職業安定所）の紹介によって、特定の労働者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度。

## な 行

### 内部障害

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害、もしくは、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の障害をいう。

### ノーマライゼーション

障害者や高齢者などが社会の中で他人と同じように当たり前（ノーマル）に生活し、活動することが、社会の本来ある姿であるという考え方。

## は 行

### 発達障害

発達障害者支援法に基づく、自閉症、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）などの脳機能障害。通常、低年齢で発生する。

## バリアフリー

建物内の段差など、物理的な障害を取り除くこと。最近では、高齢者や障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障害を除去することに用いられていることも多い。

## 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業（一般企業：常時労働者数56人以上規模の企業、特殊法人：常用労働者数48人以上規模の法人）国、地方公共団体（職員数48人以上の機関。ただし、都道府県等の教育委員会は職員数50人以上の機関）に対し、障害者の雇用者数を義務付けた割合。民間企業は、一般企業1.8%、特殊法人2.1%、国、地方公共団体は2.1%（ただし、教育委員会2.0%）となっている。

## や 行

## ユニバーサルデザイン

ユニバーサルとは、「すべてにわたり一般的な」という意味で、すべての年齢や能力の人に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

## ら 行

## ライフステージ

人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などそれぞれの段階。

## リハビリテーション

障害を抱える人や病気・けがの人などが、社会復帰を目指すために行う訓練のこと。また、障害者のライフステージのすべての段階で、社会的、経済的に普通の生活を営むことができる状態を保障することができるように援助する、障害者の自立と参加をめざす障害者施策の理念。

## 療育

心身に障害のある児童（障害児）に対し、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成すること。

---

## 稲美町障害者基本計画・いなみ障がい福祉計画

---

発行年月 平成 21 年 3 月

発 行 稲美町

〒675-1115

兵庫県加古郡稲美町国岡 1 丁目 1 番地

TEL 079-492-1212

編 集 稲美町 健康福祉部 健康福祉課

---



